

第 3 編 参考資料

横浜市開発事業の調整等に関する条例

制定 平成 16 年 3 月 5 日 条例第 3 号
最近改正 平成 24 年 12 月 28 日 条例第 107 号

目次

- 第1章 総則(第1条—第7条)
- 第2章 開発事業に関する手続
 - 第1節 開発構想の住民への周知、意見の聴取等(第8条—第15条)
 - 第2節 開発事業の計画に関する協議(第16条)
 - 第3節 開発事業の計画の同意等(第17条—第23条)
 - 第4節 開発事業に関する工事の着手制限等(第24条・第25条)
- 第3章 都市計画法に基づく開発許可の基準等
 - 第1節 都市計画法第33条第3項の規定による制限の強化(第26条—第32条)
 - 第2節 都市計画法施行令第23条の3ただし書の規定による開発行為の規模(第33条)
 - 第3節 都市計画法第33条第4項の規定による予定される建築物の敷地面積の最低限度(第34条)
 - 第4節 都市計画法第33条第5項の規定による景観計画に定められた開発行為についての制限(第35条)
- 第4章 雑則(第36条—第41条)
- 第5章 罰則(第42条・第43条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、開発行為、大規模な共同住宅の建築その他の開発事業を行う場合において、開発事業者が行うべき開発事業の構想の周知及び住民の意見の聴取に関する手続、地域まちづくり計画及び周辺環境への配慮等に関する横浜市との協議、開発事業に伴い整備すべき施設等の基準その他必要な事項を定めるとともに、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)による開発許可の基準等を定めることにより、開発事業者、住民及び横浜市が協働して、地域の特性に応じた良好な都市環境の形成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、法、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)並びにこれらの法律に基づく命令の例による。

- (1) 大規模な共同住宅 住戸の数が次に定める数以上の共同住宅をいう。
 - ア 商業地域又は近隣商業地域に建築するもの 200戸
 - イ アに定める用途地域以外の用途地域に建築するもの 100戸
- (2) 開発事業 次のいずれかに該当する行為をいう。
 - ア 開発行為(法第29条第1項第1号及び第4号から第11号までに規定する開発行為、市街化調整区域における開発区域の面積が500平方メートル未満の開発行為並びにオに規定する開発行為を除く。)

イ 大規模な共同住宅の建築(当該建築の用に供する目的で開発行為が行われたもの及び住戸の数が増加しない増築を除く。)

ウ 市街化調整区域における建築物の建築で、その敷地の面積が3,000平方メートル以上のもの(当該建築の用に供する目的で開発行為が行われたものを除く。)

エ 宅地造成工事規制区域における宅地造成(主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う宅地造成及び宅地造成に係る宅地の面積が500平方メートル未満の宅地造成を除く。)

オ 斜面地開発行為(横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例(平成16年3月横浜市条例第4号)第2条第2項第2号に規定する斜面地開発行為をいう。以下同じ。)

カ 開発行為(開発区域の面積が500平方メートル未満の開発行為で、当該開発区域内の土地を予定される建築物の敷地として利用するため、建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けることを要するものに限る。)

- (3) 開発事業者 開発事業を行おうとする者をいう。
- (4) 開発事業区域 開発行為にあつては開発区域、建築にあつては建築物の敷地、宅地造成にあつては宅地造成に係る宅地の区域をいう。
- (5) 特定大規模開発事業 次のいずれかに該当する開発事業をいう。

ア 市街化区域における開発事業で開発事業区域の面積が5,000平方メートル以上のもの

イ 市街化調整区域における開発事業で開発事業区域の面積が3,000平方メートル以上のもの

ウ 第2号アに掲げる開発事業で大規模な共同住宅の建築の用に供する目的で行うもの

エ 第2号イに掲げる開発事業

- (6) 近接住民 開発事業区域の境界線からの水平距離が15メートル以内の範囲において、土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を占有若しくは所有する者をいう。
- (7) 地域住民 開発事業区域の境界線からの水平距離が50メートル以内の範囲において、土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を占有若しくは所有する者をいう。
- (8) 地域まちづくり計画 法第18条の2の規定に基づき定められた横浜市都市計画マスタープランの地区プランその他市民との協働によるまちづくりを推進するために策定された計画のうち規則で定めるものをいう。
- (9) 地域まちづくり計画運営団体 地域まちづくり計画の策定を行う団体のうち、その活動の対象となる地域の範囲に開発事業区域が含まれているもので、市長が認めるものをいう。

(適用除外)

第3条 次に掲げる開発事業については、この条例の規定(第3章の規定を除く。)は、適用しない。

- (1) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条第1項の許可を要する墓地、納骨堂若しくは火葬場の経営又は同条第2項の許可を要する墓地の区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設の変更を目

的とする開発事業

(2) 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 20 条第 1 項に規定する都市再生事業として行われる開発事業

（横浜市の責務）

第 4 条 横浜市は、地域の特性に応じた良好な都市環境の形成を図るため、開発事業に関する情報の提供を行うとともに、この条例の適切かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じなければならない。

（開発事業者の責務）

第 5 条 開発事業者は、地域まちづくり計画に整合し、かつ、周辺環境と調和するよう、開発事業を行わなければならない。

2 開発事業者は、殊更に小規模な開発事業区域を設定することのないように努め、自らの負担と責任において必要な公共施設及び公益的施設を整備し、地域の良好な都市環境の形成を図らなければならない。

3 開発事業者は、開発事業に伴い整備する公共施設を適切に管理するため、横浜市への引継ぎ等の必要な措置を講じなければならない。

（公益上必要な開発行為を行う者の責務）

第 6 条 法第 29 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する開発行為を行う者は、当該開発行為が法第 33 条第 1 項に規定する基準に適合するよう努めなければならない。

（住民の責務）

第 7 条 住民は、良好な都市環境の形成を目指す地域社会の一員として、開発事業に対し積極的に意見を述べる等により、この条例に定める手続の実施に協力しなければならない。

第 2 章 開発事業に関する手続

第 1 節 開発構想の住民への周知、意見の聴取等

第 8 条 削除

（標識の設置）

第 9 条 開発事業者は、開発事業を行おうとするときは、当該開発事業の構想の周知を図るため、規則で定めるところにより、標識を設置し、当該開発事業の工事が完了するまでの間（第 2 条第 2 号ア、オ又はカに掲げる開発事業にあつては、第 24 条第 4 項各号のいずれかに該当するまでの間）掲出しておかななければならない。

2 開発事業者は、前項の規定により標識を設置したときは、速やかに、その旨を書面により市長に届け出なければならない。

第 10 条 削除

（住民への説明）

第 11 条 開発事業者（第 2 条第 2 号カに掲げる開発事業に係る開発事業者を除く。）は、第 9 条第 1 項の規定により標識を設置した日の翌日以後に、その開発事業の構想等に係る規則で定める事項について、次の各号に掲げる開発事業の区分に応じ、当該各号に定める方法により説明を行わなければならない。

- (1) 特定大規模開発事業 地域住民及び地域まちづくり計画運営団体を対象として行う説明会の開催
- (2) 特定大規模開発事業以外の開発事業 近接住民及び地域まちづくり計画運営団体を対象として行う説明会の開催又は戸別訪問その他市長が認める方法

（開発事業の構想に対する意見書の提出）

第 12 条 近接住民（特定大規模開発事業の場合にあつては、地域住民）及び地域まちづくり計画運営団体（以下「近接住民等」という。）は、開発事業（第 2 条第 2 号カに掲げるものを除く。）に係る前条の説明が終了した日の翌日から起算して 5 日以内に、同条の開発事業の構想に対する意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を開発事業者提出することができる。

2 開発事業者は、意見書の提出があつたときは、次条第 1 項の規定により開発事業計画書の提出を行うまでに、当該意見書に対する見解を記載した書面を当該意見書を提出した近接住民等に送付しなければならない。

（開発事業計画書の提出等）

第 13 条 開発事業者は、第 11 条の説明が終了した日の翌日から起算して 5 日を経過した日（第 2 条第 2 号カに掲げる開発事業にあつては、第 9 条第 2 項の規定による届出を行った日の翌日）以後に、次に掲げる事項（第 2 条第 2 号カに掲げる開発事業にあつては、第 1 号に掲げる事項）を記載した書面（以下「開発事業計画書」という。）を市長に提出しなければならない。

(1) 開発事業区域内の土地の利用計画、予定される建築物の概要等の開発事業の構想

(2) 第 11 条の規定による開発事業の説明の状況

(3) 開発事業の構想に対する近接住民等の意見

(4) 前号の意見に対する開発事業者の見解

2 開発事業者は、開発事業計画書を市長に提出したときは、速やかに、その旨及び提出年月日を第 9 条第 1 項の規定により設置した標識に記載しなければならない。

3 市長は、開発事業計画書の提出があつたときは、遅滞なく、これを 14 日間一般の縦覧に供するものとする。

4 市長は、開発事業計画書（第 2 条第 2 号カに掲げる開発事業に係るものを除く。）の提出があつたときは、その開発事業者に対し、この条例に定める手続及び基準を遵守するよう必要な指導及び助言をするものとする。

（開発事業者の見解に対する再意見書の提出）

第 14 条 第 2 条第 2 号カに掲げる開発事業以外の開発事業に係る近接住民等は、前条第 3 項の縦覧の期間満了の日までに、同条第 1 項第 4 号に掲げる開発事業者の見解に対する意見を記載した書面（以下「再意見書」という。）を市長を経由して、当該開発事業者提出することができる。

2 市長は、再意見書の提出があつたときは、遅滞なく、開発事業者に当該再意見書を送付するものとする。この場合において、市長は、当該開発事業者に対し、再意見書に関する事項について必要な指導及び助言をするものとする。

3 開発事業者は、前項の規定により再意見書の送付を受けたときは、当該再意見書に対する見解を記載した書面（以下「再見解書」という。）を当該再意見書を提出した者に送付するとともに、当該再見解書の写しを市長に提出しなければならない。

（公共施設の管理者等への説明）

第 14 条の 2 第 2 条第 2 号ア又はオに掲げる開発事業に係る開発事業者は、当該開発事業について法第 32 条第 1 項の規定による同意又は同条第 2 項の規定による協議が必

要となる場合にあっては、第9条第1項の規定により標識を設置した日の翌日以後に、法第32条第1項に規定する公共施設の管理者又は同条第2項に規定する公共施設を管理することとなる者その他都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）第23条に規定する者に対し、当該公共施設に係る事項等について説明を行わなければならない。

（開発事業計画書を変更する場合の再手続）

第15条 開発事業者は、開発事業計画書を提出した日から第17条第1項の同意を得るまでの間において第13条第1項第1号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を書面により市長に届け出るとともに、第9条第1項の規定により設置した標識に表示された事項について必要な修正を行わなければならない。

2 開発事業者は、第13条第1項第1号に掲げる事項を変更したときは、第11条から前条までに定める手続（第2条第2号カに掲げる開発事業にあっては、第13条第1項及び第2項に定める手続）を行わなければならない。ただし、次条第1項又は第2項の規定による協議の結果及び横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例（平成5年6月横浜市条例第35号）第14条第1項若しくは第2項の規定によるあっせん又は同条例第21条第1項の規定による調停（以下「あっせん又は調停」という。）に基づく変更並びに規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

第2節 開発事業の計画に関する協議

第16条 特定大規模開発事業を行おうとする開発事業者は、次に掲げる事項について、市長と協議しなければならない。

- (1) 特定大規模開発事業に伴い必要となる開発事業区域内外の公共施設及び公益的施設の整備に関すること。
- (2) 地域まちづくり計画との整合に関すること。
- (3) 周辺環境との調和に関すること。
- (4) 地区計画の指定、建築協定の締結等による良好な住環境の維持のための措置に関すること。
- (5) 開発事業区域における防犯対策に関すること。
- (6) 開発事業区域及びその周辺の道路における通行の安全の確保に関すること。
- (7) 次のいずれかに該当する特定大規模開発事業については、開発事業区域及びその周辺における利便の増進に寄与するものとして市長が特に必要と認める公益的施設を整備するための用地の横浜市への譲渡に関すること。

ア 開発事業区域の面積が3ヘクタール以上の特定大規模開発事業

イ 住戸の数が500戸以上の共同住宅の建築の用に供する目的で行う特定大規模開発事業

ウ 住戸の数が500戸以上の共同住宅の建築である特定大規模開発事業

(8) その他市長が必要と認める事項

2 開発事業者（第2条第2号カに掲げる開発事業又は特定大規模開発事業に係る開発事業者を除く。）は、再意見書が提出された場合において、市長が必要があると認めるときは、開発事業計画書の内容のうち市長がその都度定める事項について、市長と協議しなければならない。

3 前2項の規定による協議（以下「開発協議」という。）

を行おうとする開発事業者は、第13条第3項の縦覧の期間満了の日の翌日以後（再意見書が提出された場合にあっては、再見解書の写しを市長に提出した日以後）に、書面により開発協議の申出をしなければならない。

4 市長は、開発協議を行うに当たっては、協議する事項に関する市長の見解を記載した書面（以下「協議事項通知書」という。）を開発事業者に交付するものとする。

5 市長は、開発協議が終了したときは、その結果を記載した書面（以下「協議結果通知書」という。）を開発事業者に交付するものとする。

第3節 開発事業の計画の同意等

（開発事業の計画の同意）

第17条 開発事業者は、当該開発事業の計画を策定し、その計画について市長の同意を得なければならない。

2 前項の同意を得ようとする開発事業者は、開発協議が必要となる開発事業にあっては協議事項通知書の交付を受けた日の翌日以後に、それ以外の開発事業にあっては第13条第3項の縦覧の期間満了の日の翌日以後に、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 第1項の場合において、開発事業者は、当該開発事業の実施に必要な法第29条第1項若しくは第43条第1項の許可の申請、法第34条の2第1項若しくは第43条第3項の協議の申出、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の確認の申請、同法第18条第2項の規定による計画の通知、同法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定の申請又は宅地造成等規制法第8条第1項の許可の申請を行う日までに第1項の同意を得るように努めなければならない。

（同意の基準等）

第18条 市長は、前条第2項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る開発事業が、次の各号に掲げる開発事業の区分に応じ、当該各号に定める規定に適合しており、かつ、第9条及び第11条から第15条までに定める手続が終了していると認めるときは、前条第1項の同意をしなければならない。

(1) 第2条第2号アに掲げる開発事業 次項第1号、第4号、第5号及び第8号の規定

(2) 第2条第2号イに掲げる開発事業 次項第2号から第8号までの規定

(3) 第2条第2号ウに掲げる開発事業 次項第2号から第5号まで、第7号及び第8号の規定

(4) 第2条第2号エに掲げる開発事業 次項第1号及び第4号から第6号までの規定

(5) 第2条第2号オに掲げる開発事業 次項第1号、第5号、第8号及び第9号の規定

(6) 第2条第2号カに掲げる開発事業 次項第10号の規定

2 開発事業の同意の基準は、次のとおりとする。

(1) 開発事業区域が幅員4.5メートル未満の道路法（昭和27年法律第180号）による道路に接する場合にあっては、その接する部分に沿って、当該道路の中心線からの水平距離が2.25メートル以上となる幅員を有する公共の用に供する空地を設け、道路状に整備を行うこと。ただし、当該開発事業区域の形状、周囲の状況等により当該道路の通行の安全上支障がないと市長が認める場合にあっては、この限りでない。

(2) 開発事業区域が接する道路（その接する部分に当該

開発事業区域の主要な出入口が設けられる道路に限る。以下この号において「前面道路」という。)にその接する部分に沿って幅員2メートル以上の歩道がない場合にあつては、当該部分に沿って、開発事業区域と前面道路の境界線(前面道路と開発事業区域が接する部分に沿って幅員2メートル未満の歩道がある場合は、当該歩道と車道の境界線)からの水平距離が2メートル以上となる幅員を有する公共の用に供する空地を設け、歩行者の通行の安全に寄与するように整備を行うこと。

(3) 共同住宅を建築する場合にあつては、開発事業区域内に、主として居住者が日常的に自由に利用できる空地(前号及び次号の規定により設ける空地を除く。)を設け、規則で定めるところにより整備を行い、その空地の面積の合計を当該開発事業区域の面積の6パーセント以上とすること。ただし、開発事業区域の周辺に相当規模の公園が存するため、市長が当該空地を設ける必要がないと認める場合にあつては、この限りでない。

(4) 開発事業区域の面積が1,000平方メートル以上の開発事業で一戸建ての住宅以外の建築物の建築を目的とするものについてはアに定めるところにより、開発事業区域の面積が1,000平方メートル未満の開発事業及び開発事業区域の面積が1,000平方メートル以上の開発事業で一戸建ての住宅の建築を目的とするものについてはイ又はエに定めるところにより、建築物(第2条第2号アに掲げる開発事業にあつては、予定される建築物とする。以下この号において同じ。)の敷地(第2条第2号エに掲げる開発事業にあつては、宅地造成に係る宅地の区域とする。以下この号において同じ。)内(当該建築物の屋上、空地その他の屋外に限る。)において緑化又は既存の樹木の保存(以下「緑化等」という。)を行うこと。ただし、開発事業区域のすべてが都市緑地法(昭和48年法律第72号)第34条第1項に規定する緑化地域に含まれる開発事業(第2条第2号ア若しくはイに掲げるものうち敷地面積が500平方メートル以上の建築物の建築を目的とする部分又は同号ウに掲げるものに限る。)、開発事業区域のすべてが横浜市風致地区条例(昭和45年6月横浜市条例第35号)第5条第6号の規定の適用を受ける宅地の造成等(同条例第2条第1項第3号に規定する宅地の造成等をいう。)に係る土地の区域に含まれる開発事業又は開発事業区域のすべてが横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例(平成3年12月横浜市条例第57号)別表第11(あ)欄に掲げる区域(当該区域に係る地区整備計画において、当該区域を2以上の地区に区分している場合にあつては、同表(い)欄に掲げる地区)に含まれる開発事業(第2条第2項アからウまでに掲げるものに限る。)については、この限りでない。

ア 建築物の敷地内に緑化等を行う空地(第1号から第3号までの規定により設ける空地を除く。)を設け、その面積の合計を当該敷地面積の10パーセント(当該敷地の全部が商業地域又は近隣商業地域内にある場合及び開発事業区域の面積が1,000平方メートル未満の場合にあつては、5パーセント)以上とすること。この場合において、当該建築物の屋上又は壁面に緑化を行うときは、規則で定めるところにより

算出した面積を、当該敷地面積の5パーセントを限度として、当該緑化等を行う空地の面積とみなすことができる。

- イ 建築物の敷地内に敷地面積100平方メートル当たり1本以上の割合(開発事業区域の面積が1,000平方メートル未満の場合にあつては、敷地面積200平方メートル当たり1本以上の割合)で高木(高さが3メートル以上の樹木をいう。以下同じ。)を植栽し、又は既存の高木を保存すること。この場合において、高木1本につき、中木(高さが1メートル以上3メートル未満の樹木をいう。以下同じ。)5本又は低木(高さが1メートル未満の樹木をいう。以下同じ。)25本の割合で算出した中木又は低木をもって高木に替えることができる。
- (5) 雨水調整池その他の洪水の発生を防止するために雨水の流出を抑制する施設(以下「雨水流出抑制施設」という。)を規則で定めるところにより設置すること。ただし、市長が雨水流出抑制施設を設ける必要がないと認める場合にあつては、この限りでない。
- (6) 開発事業区域内の下水の放流先の排水能力により、下水の有効かつ適切な排出に支障を生ずるおそれがあると市長が認める場合にあつては、開発事業区域において一時雨水を貯留する遊水池その他の適当な施設を規則で定めるところにより設置すること。
- (7) 規則で定める構造の防火水槽を、開発事業区域の全域(開発事業区域外の消防法(昭和23年法律第186号)第20条第2項の規定により横浜市が管理する既存の防火水槽及び同法第21条第1項の規定により指定された消防水利からの水平距離が140メートルの範囲内の区域及び市長が消火活動上支障がないと認める区域を除く。)が当該防火水槽からの水平距離が140メートルの範囲に含まれる位置に設置すること。
- (8) 住戸の数が100戸以上の共同住宅の建築を目的とする開発事業にあつては、開発事業区域内に、居住者の集会の用に供する施設で、その延べ面積が当該住戸の数に応じて50平方メートル以上150平方メートル以下で規則で定める数値以上のものを設けること。
- (9) 横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例第4条及び第5条の規定に適合すること。
- (10) 開発事業区域が第二種低層住居専用地域(建築基準法第53条の2の規定による建築物の敷地面積の最低限度が定められていない区域に限る。)、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域に含まれる場合は、予定される建築物(用途が住宅であるものに限る。以下この号及び次項において同じ。)の敷地面積の最低限度が、100平方メートルであること。ただし、この規定の施行又は適用の際現に建築物の敷地として使用されている土地でこの規定に適合しないものについてその全部を一の敷地として使用する場合、開発事業区域が第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域に含まれており、かつ、予定される建築物の敷地に接して幅員5.5メートル以上の道路を配置する場合(既存の道路を拡幅する場合を除く。)、予定される建築物の敷地の全部が法第12条の5第2項の規定に基づく地区整備計画又は建築基準法第69条の規定に基づく建築協

定において建築物の敷地面積の最低限度が定められた区域に含まれる場合その他市長がやむを得ないと認める場合にあっては、この限りでない。

3 予定される建築物の敷地が前項第 10 号の規定による制限を受ける区域の内外にわたる場合において、その敷地の過半が当該区域に属するときは、その敷地の全部について同号の規定を適用し、その敷地の過半が当該区域の外に属するときは、その敷地の全部について同号の規定を適用しない。

4 市長は、第 1 項の規定にかかわらず、開発協議が必要となる開発事業については、開発協議が終了するまでの間は、前条第 1 項の同意をしないものとする。

(同意又は不同意の通知)

第 19 条 市長は、第 17 条第 2 項の規定による申請があったときは、遅滞なく、同意又は不同意の決定をし、その旨を書面により通知するものとする。

2 開発事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨及び通知年月日を第 9 条第 1 項の規定により設置した標識に記載しなければならない。

(変更の同意)

第 20 条 第 17 条第 1 項の同意を得た開発事業者は、開発事業の計画を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の同意を得なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の同意を得ようとする開発事業者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。この場合において、当該開発事業者は、あつせん又は調停に基づく変更の場合を除き、あらかじめ、第 9 条第 1 項の規定により設置した標識に表示された事項について必要な修正をするとともに、第 11 条から第 14 条の 2 までに定める手続(第 2 条第 2 号カに掲げる開発事業にあっては、第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める手続)及び開発協議を行わなければならない。

3 第 17 条第 1 項の同意を得た開発事業者は、第 1 項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を書面により市長に届け出るとともに、第 9 条第 1 項の規定により設置した標識に表示された事項について必要な修正を行わなければならない。

4 第 17 条第 3 項及び前 2 条の規定は、第 1 項の同意について準用する。

5 第 1 項又は第 3 項の場合における第 22 条及び第 24 条の規定の適用については、第 1 項の同意又は第 3 項の届出に係る変更後の内容を第 17 条第 1 項の同意の内容とみなす。

(開発事業の廃止)

第 21 条 開発事業者は、第 9 条第 1 項の規定により標識を設置した後において、開発事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を書面により市長に届け出るとともに、その旨を記載した標識を設置し、相当な期間掲出しておかなければならない。

(同意に基づく地位の承継)

第 22 条 第 17 条第 1 項の同意を得た者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた当該同意に基づく地位を承継する。この場合において、当該地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を書面により市長に届け出なければならない。

2 第 17 条第 1 項の同意を得た者から当該開発事業区域内

の土地の所有権その他当該開発事業に関する工事を施行する権原を取得した者は、市長の書面による承認を受けて、当該開発事業の同意を得た者が有していた当該同意に基づく地位を承継することができる。

(同意の取消し)

第 23 条 市長は、開発事業者が虚偽の申請その他の不正な手段により第 17 条第 1 項の同意又は第 20 条第 1 項の同意を得たと認められる場合は、当該同意を取り消すことができる。

第 4 節 開発事業に関する工事の着手制限等

(開発事業の計画の遵守)

第 24 条 開発事業者及び開発事業に関する工事の請負人(請負工事の下請人を含む。以下同じ。)(次項に規定する者を除く。)は、第 17 条第 1 項の同意を得た開発事業の計画に従い、当該開発事業に関する工事を行わなければならない。

2 第 2 条第 2 号ア、オ又はカに掲げる開発事業において予定される建築物に関する工事の請負契約の注文者(請負契約によらないで自ら当該工事をする者を含む。)及び当該工事の請負人(以下「予定建築物の建築主等」という。)は、第 17 条第 1 項の同意を得た開発事業の計画に従い、当該開発事業に関する工事を行わなければならない。

3 第 2 条第 2 号ア又はオに掲げる開発事業については当該開発事業に関する工事に係る法第 36 条第 3 項の規定による公告があった後、同号カに掲げる開発事業については当該開発事業に関する工事に係る建築基準法施行規則(昭和 25 年建設省令第 40 号)第 10 条第 1 項の規定による公告があった後においても、前 2 項の規定を適用する。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、次のいずれかに該当する場合にあっては、適用しない。

(1) 第 2 条第 2 号ア又はオに掲げる開発事業について、当該開発事業に関する工事に係る法第 36 条第 3 項の規定による公告があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合

(2) 第 2 条第 2 号カに掲げる開発事業について、当該開発事業に関する工事に係る建築基準法施行規則第 10 条第 1 項の規定による公告があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合

(3) 第 2 条第 2 号ア、オ又はカに掲げる開発事業に係る予定される建築物の全てについて、建築基準法第 7 条第 5 項又は同法第 7 条の 2 第 5 項の規定による検査済証が交付された場合

(開発事業に関する工事の着手制限)

第 25 条 開発事業者及び開発事業に関する工事の請負人は、開発事業者が第 17 条第 1 項の同意を得た後でなければ、開発事業に関する工事に着手してはならない。

2 開発事業者及び開発事業に関する工事の請負人は、開発事業者が開発事業の計画の変更(第 20 条第 1 項ただし書の規則で定める軽微な変更を除く。)について同項の同意を得た後でなければ、当該変更に係る開発事業に関する工事に着手してはならない。

第 3 章 都市計画法に基づく開発許可の基準等

第 1 節 都市計画法第 33 条第 3 項の規定による制限の強化

(道路の幅員)

第 26 条 政令第 29 条の 2 第 1 項第 2 号の基準に基づく配置すべき道路のうち、開発区域の面積が 0.3 ヘクタール以上の開発行為における開発区域内の主要な道路(小區間で通行上支障がない道路及び開発区域の面積が 1 ヘクタール未満の開発行為においてその両端が当該開発区域外の道路で予定建築物等の用途に応じ次の表に定める幅員を有するものに接続するものを除く。)の幅員の最低限度は、開発区域の面積及び予定建築物等の用途に応じて、次の表に定めるとおりとする。

| 予定建築物等の用途 開発区域の面積 | 一戸建ての住宅 | 一戸建ての住宅以外の住宅 | 住宅以外の用途 |
|-------------------------|-----------|--------------|---------|
| 0.3 ヘクタール以上 3ヘクタール未満 | 6.5 メートル | 8.5 メートル | 9メートル |
| 3ヘクタール以上 5 ヘクタール未満 | 8.5 メートル | 10.5 メートル | 11 メートル |
| 5ヘクタール以上 | 10.5 メートル | 12 メートル | 12 メートル |

2 政令第 29 条の 2 第 1 項第 2 号の基準に基づく配置すべき道路のうち、開発区域の面積が 3ヘクタール以上の開発行為で当該開発区域内に道路がないものにおける一戸建ての住宅以外の用途に供する予定建築物等の敷地に接する道路の幅員の最低限度は、開発区域の面積及び予定建築物等の用途に応じて、次の表に定めるとおりとする。

| 予定建築物等の用途 開発区域の面積 | 一戸建ての住宅以外の住宅 | 住宅以外の用途 |
|----------------------|--------------|---------|
| 3ヘクタール以上 5ヘクタール未満 | 8.5メートル | 9メートル |
| 5ヘクタール以上 | 10.5メートル | 11メートル |

3 政令第 29 条の 2 第 1 項第 2 号の基準に基づく配置すべき道路のうち、延長が 120 メートル以下の小區間で通行上支障がない道路の幅員の最低限度は、当該道路の延長が、60 メートル以下の場合にあっては 4.5 メートルとし、60 メートルを超える場合にあっては 5.5 メートルとする。ただし、開発区域の面積が 0.1 ヘクタール以上の開発行為において、一戸建ての住宅以外の用途に供する予定建築物等の敷地に接する場合にあっては、6 メートルとする。

(歩車道を分離すべき道路の幅員)

第 27 条 政令第 29 条の 2 第 1 項第 4 号の基準に基づく歩車道を分離すべき道路の幅員の最低限度は、8.5 メートルとする。

(道路の構造)

第 28 条 政令第 29 条の 2 第 1 項第 12 号の基準に基づく道路の構造は、次のとおりとしなければならない。ただし、安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさないと市長が認める場合にあっては、この限りでない。

- (1) 車道は、セメント・コンクリート又はアスファルト・コンクリートによる舗装とすること。
- (2) 歩道は、アスファルト・コンクリートによる透水性舗装とすること。

(袋路状道路)

第 29 条 政令第 29 条の 2 第 1 項第 12 号の基準に基づく道路の形状は、袋路状としてはならない。ただし、開発区

域の面積が 0.3 ヘクタール未満の開発行為において、規則で定めるところにより転回広場及び避難通路が設けられている場合にあっては、この限りでない。

(公園、緑地又は広場の設置)

第 30 条 政令第 29 条の 2 第 1 項第 5 号ロの基準に基づく公園、緑地又は広場(以下「公園等」という。)の数は、公園等の面積の合計が 2,000 平方メートル未満の場合にあっては 1、2,000 平方メートル以上の場合にあっては 1 以上とする。

2 政令第 29 条の 2 第 1 項第 5 号ロの基準に基づく公園等の 1 箇所当たりの面積の最低限度は、公園等の面積の合計が 2,000 平方メートル未満の場合にあっては 150 平方メートル、2,000 平方メートル以上の場合にあっては 1,000 平方メートルとする。

3 政令第 29 条の 2 第 1 項第 5 号ハ及び同項第 6 号の基準に基づく公園等の面積の合計の開発区域の面積に対する割合の最低限度は、住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為に限り、6 パーセントとする。

4 政令第 29 条の 2 第 1 項第 6 号の基準に基づく 1 箇所当たりの公園等の面積の最低限度は、1,000 平方メートルとする。

(公園の出入口)

第 31 条 政令第 29 条の 2 第 1 項第 12 号の基準に基づく公園の構造は、幅員 4.5 メートル未満の道路に接する部分に出入口を設けない構造としなければならない。ただし、公園の利用者の安全上支障がないと市長が認める場合にあっては、この限りでない。

(ごみ収集場を設置すべき開発行為の規模)

第 32 条 政令第 29 条の 2 第 1 項第 7 号の基準に基づくごみ収集場を設置すべき開発行為の規模は、20 ヘクタール未満の開発行為で、10 戸以上の一戸建ての住宅の建築の用に供する目的で行うものとする。

第 2 節 都市計画法施行令第 23 条の 3 ただし書の規定による開発行為の規模

第 33 条 政令第 23 条の 3 ただし書の規定による開発区域における植物の生育の確保上必要な樹木の保存、表土の保全その他の必要な措置が講ぜられるように設計すべき開発行為の規模は、市街化区域にあっては 0.5 ヘクタール、市街化調整区域にあっては 0.3 ヘクタールとする。

第 3 節 都市計画法第 33 条第 4 項の規定による予定される建築物の敷地面積の最低限度

第 34 条 法第 33 条第 4 項に規定する開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度は、当該建築物の用途が住宅である場合に限り、次の各号に掲げる地域又は区域の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。ただし、この規定の施行又は適用の際現に建築物の敷地として使用されている土地でこの規定に適合しないものについてその全部を一の敷地として使用する場合、開発区域が第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域に含まれており、かつ、予定される建築物の敷地に接して幅員 5.5 メートル以上の道路を配置する場合(既存の道路を拡幅する場合を除く。)、予定される建築物の敷地の全部が法第 12 条の 5 第 2 項の規定に基づく地区整備計画又は建築基準法第 69 条の規定に基づく建築協定において建築物の敷地面積の最低限度が定められた区域に含まれる場合その他市長がやむを得ないと認める場合にあって

は、この限りでない。

- (1) 第二種低層住居専用地域（建築基準法第53条の2の規定による建築物の敷地面積の最低限度が定められていない区域に限る。）、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域 100平方メートル
- (2) 用途地域の指定のない区域 125平方メートル（幅員18メートル以上の幹線街路に接続する土地の区域で、当該道路に係る都市計画で定められた区域の境界線からの水平距離が50メートルの範囲内の部分（風致地区を除く。）にあつては、100平方メートル）
- 2 予定される建築物の敷地が前項の規定による制限で異なるものを受ける区域にわたる場合においては、その敷地の全部について、敷地の過半の属する区域に関する規定を適用する。
- 3 予定される建築物の敷地が第1項の規定による制限を受ける区域の内外にわたる場合において、その敷地の過半が当該区域に属するときは、その敷地の全部について、同項の規定を適用し、その敷地の過半が当該区域の外に属するときは、その敷地の全部について、同項を適用しない。

第4節 都市計画法第33条第5項の規定による景観計画に定められた開発行為についての制限

第35条 法第33条第5項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次に掲げる景観計画（景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画をいう。）に定められた開発行為についての制限は、開発許可の基準とする。ただし、市長が、良好な景観の形成上支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めるときは、当該基準の全部又は一部を適用しないことができる。

- (1) 切土又は盛土によって生じる法（のり）の高さの最高限度は、法（のり）の下端の位置が道路との境界線から水平距離1メートル以内にある場合にあつては3メートルとし、その他の場合にあつては5メートルとすること。
- (2) 適切な植栽が行われる土地の面積の開発区域の面積に対する割合の最低限度は、15パーセントとすること。
- 2 前項の規定は、次に掲げる開発行為については、適用しない。
 - (1) 開発区域の面積が500平方メートル未満の開発行為
 - (2) 斜面地開発行為
 - (3) 開発区域の全体が次に掲げる土地により構成される開発行為
 - ア 不動産登記法（平成16年法律第123号）第2条第18号に規定する地目（以下このアにおいて「地目」という。）が過去5年間山林以外の地目である土地（過去5年間に山林から山林以外の地目へ登記の変更又は訂正が行われた土地を除く。）
 - イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第10号に規定する土地課税台帳に登録された地目（以下このイにおいて「地目」という。）が過去5年間山林以外の地目である土地
- 3 第1項第2号の適切な植栽が行われる土地の面積は、規則で定めるところにより、植栽する樹木の種類に応じ、当該樹木の本数に換算することができる。

第4章 雑則

（指導又は助言）

第36条 市長は、この条例の施行のため必要な限度において、開発事業者又は開発事業に関する工事の請負人（予定建築物の建築主等を含む。）に指導又は助言を行うことができる。

（開発事業の台帳）

第37条 市長は、第9条第2項の届出に係る書面、開発事業計画書、再見解書、第15条第1項の届出に係る書面、協議事項通知書、協議結果通知書、第19条第1項（第20条第4項において準用する場合を含む。）の同意又は不同意の決定に係る書面、第20条第3項、第21条及び第22条第1項の届出に係る書面並びに同条第2項の承認に係る書面に基づき台帳を作成し、規則で定めるところにより、当該台帳を一般の閲覧に供するものとする。

（勧告）

第38条 市長は、第24条第1項又は第2項の規定に違反した者に対し、当該開発事業に関する工事の施行を停止するよう勧告することができる。

2 市長は、第25条第1項の規定に違反した開発事業者又は開発事業に関する工事の請負人に対し、開発事業者が第17条第1項の同意を得るまでの間、当該開発事業に関する工事の施行を停止するよう勧告することができる。

3 市長は、第25条第2項の規定に違反した開発事業者又は開発事業に関する工事の請負人に対し、開発事業者が第20条第1項の同意を得るまでの間、当該開発事業に関する工事の施行を停止するよう勧告することができる。

（公表）

第38条の2 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとする場合において、前条の規定による勧告を受けた者に対して、あらかじめ、その旨を通知し、意見の聴取を行うものとする。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、又はその者の所在が不明で通知できないときは、この限りでない。

（命令）

第39条 市長は、第38条第2項又は第3項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該開発事業に関する工事の施行を停止するよう命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他規則で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3 前項の標識は、第1項の規定による命令に係る開発事業区域内に設置することができる。この場合において、開発事業区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

（報告等の徴収及び立入検査）

第40条 市長は、前3条の規定による権限を行うため必要があると認めるときは、開発事業者又は開発事業に関する工事の請負人（予定建築物の建築主等を含む。）から開発事業に関する工事の状況等について必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして開発事業区域

内に立ち入らせ、当該工事の状況等を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(委任)

第41条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

(罰則)

第42条 第39条第1項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

- 2 第40条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求に対し、これに応じず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出を行い、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、200,000円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第43条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、その違反行為を行った者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年6月1日から施行する。ただし、第3章の規定は、平成16年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定は、第2条第2号アからエまでに掲げる開発事業については、平成16年8月31日までは適用しない。
- 3 この条例の施行の日(第2条第2号アからエまでに掲げる開発事業にあつては、平成16年9月1日)前において、法第29条第1項若しくは第43条第1項の許可の申請、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の確認の申請若しくは同法第18条第2項の規定による計画の通知若しくは宅地造成等規制法第8条第1項の許可の申請を行った開発事業、横浜市都市計画法施行細則(昭和45年6月横浜市規則第70号)第3条の規定により審査を受けた開発事業又は横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例第10条第1項の規定により標識を設置した開発事業については、この条例の規定(第3章の規定を除く。)は、適用しない。
- 4 平成16年9月1日前に法第29条第1項又は第35条の2第1項の許可の申請を行った開発行為については、第3章の規定は、適用しない。

附 則(平成19年9月条例第56号)

この条例は、平成19年11月30日から施行する。

附 則(平成19年12月条例第66号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年9月条例第47号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成20年11月規則第96号により平成21年4月3日から施行)

附 則(平成21年9月条例第49号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成26年12月31日までの間におけるこの条例による改正後の横浜市開発事業の調整等に関する条例(以下「新条例」という。)第35条第2項第3号の規定の適用については、同号中「過去5年間山林以外」とあるのは「横浜市開発事業の調整等に関する条例の一部を改正する条例(平成21年9月横浜市条例第49号)の施行の日以後継続して山林以外」と、同号ア中「過去5年間に」とあるのは「同日以後に」とする。
- 3 施行日前に横浜市開発事業の調整等に関する条例第10条の規定による開発構想書の提出を行った開発事業(同条例第2条第2号に規定する開発事業をいう。)については、新条例の規定は、適用しない。

附 則(平成22年6月条例第33号)

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
(平成22年9月規則第57号により同年10月1日から施行)

附 則(平成24年12月条例第107号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前の横浜市開発事業の調整等に関する条例(以下「旧条例」という。)第9条の規定による標識の設置を行った開発事業(旧条例第2条第2号に規定する開発事業をいう。附則第4項において同じ。)であつて、旧条例第10条の規定による開発構想書の提出を行っていないものについては、この条例による改正後の横浜市開発事業の調整等に関する条例(以下「新条例」という。)の規定(新条例第9条第2項の規定を除く。)を適用する。この場合において旧条例第9条の規定による標識は、新条例第9条第1項の規定による標識とみなす。
- 3 前項の場合において、開発事業者は、同項の規定により新条例第9条第1項の規定による標識とみなされた標識について、必要な修正を行わなければならない。
- 4 施行日前に旧条例第10条の規定による開発構想書の提出を行った開発事業については、新条例の規定は適用せず、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際現に建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けるため、当該指定に係る工事を行っている場合においては、新条例第2条第2号カの規定は、適用しない。

(横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例の一部改正)

- 6 横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例(平成5年6月横浜市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第10号中「開発事業(」の次に「同号カ

及び」を加える。

第 10 条第 3 項中「第 9 条」を「第 9 条第 1 項」に、
「同項の規定」を「第 1 項の規定」に改める。

横浜市開発事業の調整等に関する条例施行規則

制定 平成16年5月14日 規則第62号
最近改正 令和3年9月30日 規則第60号

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市開発事業の調整等に関する条例(平成16年3月横浜市条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。(地域まちづくり計画)

第3条 条例第2条第8号に規定する規則で定める計画は、次のとおりとする。

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により告示された地区計画(建築基準法等の一部を改正する法律(平成14年法律第85号。以下この号において「改正法」という。)附則第3条第1項の規定により、改正法第2条の規定による改正後の都市計画法の規定により定められた地区計画とみなされる同条の規定による改正前の都市計画法の規定により定められている住宅地高度利用地区計画及び改正法第3条の規定による改正前の都市再開発法(昭和44年法律第38号)の規定により定められている再開発地区計画を含む。)

(2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第73条第1項の認可を受けた建築協定

(3) 横浜市地域まちづくり推進条例(平成17年2月横浜市条例第4号)第10条第1項の地域まちづくりプラン

(4) 横浜市地域まちづくり推進条例第12条第1項の地域まちづくりルール

(標識の様式等)

第4条 条例第9条第1項に規定する標識の様式は、第1号様式とする。

2 前項の標識は、開発事業区域が道路に接する部分(2以上の道路に接するときは、それぞれの道路に接する部分)に、地面から標識の下端までの高さがおおむね1メートルとなるよう設置しなければならない。

3 開発事業者は、第1項の標識について、風雨等のため容易に破損しない方法で設置するとともに、記載事項が不鮮明にならないよう維持管理しなければならない。

第5条 削除

(住民への説明)

第6条 条例第11条に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 開発事業の構想に関する次に掲げる事項

- ア 開発事業区域の位置、形状及び面積
- イ 開発事業区域内の土地の利用に関する事項
- ウ 予定建築物等に関する事項
- エ 公共施設等に関する事項
- オ 宅地造成に関する事項
- カ 開発事業に関する工事の期間

(2) 開発事業区域における防犯対策に関する事項(特定大規模開発事業の場合に限る。)

(3) 開発事業区域及びその周辺の道路における通行の安全の確保に関する事項(特定大規模開発事業の場合に限る。)

(4) 地域まちづくり計画との整合に関する事項(地域まちづくり計画運営団体への説明を行う場合に限る。)

(5) 条例第12条第1項の規定による意見書の提出に関する事項

(6) 条例第13条第3項の規定による開発事業計画書の縦覧に関する事項

(7) 条例第14条第1項の規定による再意見書の提出に関する事項

2 条例第11条各号に規定する説明会(以下「説明会」という。)は、地域住民又は近接住民及び地域まちづくり計画運営団体が参加しやすい日時及び場所において2回以上開催しなければならない。

3 説明会を開催しようとする開発事業者は、条例第9条第1項の規定により標識を設置した日の翌日以後であって説明会を開催する日の7日前までに、地域住民又は近接住民及び地域まちづくり計画運営団体に対し、説明会で使用する資料を配布し、かつ、説明会を開催する日時及び場所を通知しなければならない。

(開発事業計画書の様式)

第7条 条例第13条第1項に規定する開発事業計画書の様式は、第3号様式とする。

(縦覧の場所及び日時)

第8条 条例第13条第3項の規定による開発事業計画書の縦覧(以下「縦覧」という。)の場所は、建築局建築指導部情報相談課その他市長が定める場所とする。

2 縦覧の日は、次のとおりとする。

(1) 縦覧に供しない日は、横浜市の休日を定める条例(平成3年12月横浜市条例第54号)第1条第1項に定める横浜市の休日とする。

(2) 縦覧に供する時間は、建築局建築指導部情報相談課においては午前8時45分から午後5時まで、その他市長が定める場所においては市長が別に定める時間とする。

(3) 前2号の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、縦覧に供しない日又は縦覧に供する時間を変更することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、その旨を縦覧の場所に掲示するものとする。

第9条及び第10条 削除

(軽微な変更)

第11条 条例第15条第2項ただし書及び第20条第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 開発事業の構想又は計画の変更で次に掲げるもの

- ア 開発事業区域の縮小
- イ 開発事業区域内の建築物又は特定工作物の規模の縮小

ウ 条例第 18 条第 2 項第 1 号から第 3 号まで及び第 4 号アに規定する空地の面積の増加

エ 条例第 18 条第 2 項第 5 号に規定する雨水流出抑制施設、同項第 6 号に規定する遊水池その他の適当な施設又は同項第 7 号に規定する防火水槽に係る変更

オ 条例第 18 条第 2 項第 8 号に規定する居住者の集会の用に供する施設の延べ面積の増加

(2) 開発事業者の氏名若しくは名称、住所又は代表者の変更

(3) 開発事業に関する工事の着手予定年月日又は完了予定年月日の変更

(4) その他前 3 号に掲げるものと同程度に軽微であると市長が認める変更

(開発協議の申出等)

第 12 条 条例第 16 条第 3 項の規定による申出は、開発協議申出書(第 6 号様式)により行わなければならない。

2 市長は、開発事業者に対し、条例第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定による協議に必要な図書の提出を求めることができる。

(開発事業の計画の同意の申請)

第 13 条 条例第 17 条第 2 項の規定による申請は、開発事業計画同意申請書(第 7 号様式)により行わなければならない。

(自由利用空地の整備基準)

第 14 条 条例第 18 条第 2 項第 3 号の規定により設ける空地は、次に定めるところにより整備しなければならない。

(1) おおむね整形とすること。

(2) おおむね平坦とすること。

(3) 道路又は条例第 18 条第 2 項第 2 号の規定による空地に接し、かつ、その接する部分から安全に出入りができるようにすること。

(屋上又は壁面の緑化面積の算出)

第 15 条 条例第 18 条第 2 項第 4 号アの規定により算出する建築物の屋上又は壁面に緑化を行う場合における面積は、緑化を行う当該建築物の屋上又は壁面の部分の水平投影面積(建築物の外壁の直立部分に緑化を行う場合は、当該直立部分の水平投影の長さの合計に 1 メートルを乗じて得た面積)の合計とする。

(雨水流出抑制施設)

第 16 条 条例第 18 条第 2 項第 5 号に規定する雨水流出抑制施設は、次に定めるところにより設置しなければならない。

(1) 開発事業区域の面積が 0.1 ヘクタール未満の場合は、がけの周辺その他市長が定める場所以外の場所に、雨水を排除すべきますのうち雨水を浸透させる機能を有するもの(以下「雨水浸透ます」という。)又は多孔管その他雨水を排除するための排水管で雨水を浸透させる機能を有するもの(以下「雨水浸透管」という。)を設置すること。

(2) 開発事業区域の面積が 0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満の場合は、次項に定める対策貯留量以上の容量を有する池で雨水流出量を調整するためのオリフィスを有するもの(以下「雨水調整池」という。)を設

置すること。ただし、雨水流出量を調整するためのオリフィスを有する雨水を一時貯留する施設で雨水調整池以外のもの(以下「雨水貯留施設」という。)、雨水浸透ます又は雨水浸透管で、市長が当該雨水調整池と同等の機能を有すると認めるものを設置する場合にあっては、この限りでない。

(3) 開発事業区域の面積が 0.3 ヘクタール以上の場合、次項に定める対策貯留量以上の容量を有する雨水調整池を設置すること。

2 雨水調整池の対策貯留量は、次のいずれかの方法により算定した量とする。

(1) 開発事業区域に係る 30 年に 1 回の確率で想定される降雨強度値以下で市長が定める降雨強度値及び市長が定める流出係数を用いて雨水調整池に流入する雨水の量を算定した場合において、当該開発事業区域の雨水の放流先となる河川の流域ごとに市長が定める量以下に雨水流出量を抑えることができるよう雨水調整池が一時貯留すべき雨水の量として市長が定める算式により算定した量

(2) 次表に定める数値に開発事業区域の排水面積を乗じて得られる量

| | | | |
|-------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 開発事業区域の排水面積 | 0.1ha 以上 0.3ha 未満 | 0.3ha 以上 5ha 未満 | 5ha 以上 |
| 数値 | 270m ³ /ha | 540m ³ /ha | 720m ³ /ha |

(遊水池その他の適当な施設)

第 17 条 条例第 18 条第 2 項第 6 号に規定する遊水池その他の適当な施設は、開発事業区域内の下水の放流先の排水能力等を勘案して、最も有効に雨水を一時貯留できる位置に、市長が定めるところにより設置しなければならない。

(防火水槽の構造)

第 18 条 条例第 18 条第 2 項第 7 号に規定する規則で定める構造は、次のとおりとする。

(1) 防火水槽に作用する荷重及び外力に対して必要な強度、耐久性及び水密性を有する構造とすること。

(2) 1 基当たりの有効水量が 40 立方メートル以上となるようにすること。

(3) 取水口は、消防ポンプ自動車容易に取水できる位置に設けること。

(集会施設の延べ面積)

第 19 条 条例第 18 条第 2 項第 8 号に規定する規則で定める数値は、次のとおりとする。

(1) 住戸の数が 100 戸以上 250 戸未満の場合 50 平方メートル

(2) 住戸の数が 250 戸以上 500 戸未満の場合 75 平方メートル

(3) 住戸の数が 500 戸以上 750 戸未満の場合 100 平方メートル

(4) 住戸の数が 750 戸以上 1,000 戸未満の場合 125 平方メートル

(5) 住戸の数が 1,000 戸以上の場合 150 平方メートル

(変更の同意の申請)

第 20 条 条例第 20 条第 2 項の規定による申請は、開発

事業計画変更同意申請書(第8号様式)により行わなければならない。

第21条及び第22条 削除

(一般承継の届出)

第22条 条例第22条第1項の規定による届出は、一般承継届出書(第10号様式)により行わなければならない。

(特定承継の承認の申請)

第23条 条例第22条第2項の規定による承認を受けようとする者は、特定承継承認申請書(第11号様式)により市長に申請しなければならない。

(袋路状道路)

第24条 条例第29条ただし書に規定する転回広場及び避難通路は、次に定めるところにより設けるものとする。

(1) 袋路状道路の終端に転回広場が設けられていること。ただし、市長が車両の通行上支障がないと認める場合にあっては、この限りでない。

(2) 袋路状道路の延長が35メートルを超える場合にあっては、当該道路の区間の35メートル以内ごとに転回広場が設けられていること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、この限りでない。

ア 当該袋路状道路の新たに設ける部分の幅員が5.5メートル以上である場合

イ 市長が車両の通行上支障がないと認める場合

(3) 幅員1メートル以上の避難通路で、袋路状道路の終端及び道路、公園その他これらに類するもので避難上有効なものに接続しているものが設けられていること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、この限りでない。

ア 当該袋路状道路の新たに設ける部分の幅員が5.5メートル以上である場合

イ 市長が避難上支障がないと認める場合

(適切な植栽が行われる土地の面積の植栽する樹木の本数への換算)

第25条 条例第35条第3項の規定による換算は、同条第1項第2号の適切な植栽が行われる土地の面積1平方メートルを、次の各号に掲げる樹木の種類に応じ、当該各号に掲げる樹木の本数に換算することにより行うものとする。

(1) 高木 0.1本

(2) 中木 0.5本

(3) 低木 2.5本

(閲覧の場所及び日時)

第26条 条例第37条の規定による台帳の閲覧の場所及び日時については、第8条の規定を準用する。

(命令)

第27条 条例第39条第2項の規定による公示は、横浜市報に登載して行うものとする。

(身分証明書の様式)

第28条 条例第40条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、身分証明書(第12号様式)とする。

(委任)

第29条 この規則の施行に関し必要な事項は、建築局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年6月1日から施行する。ただし、第24条の規定は、平成16年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の規定は、条例第2条第2号アからエまでに掲げる開発事業については、平成16年8月31日までは適用しない。

3 この規則の施行の日(条例第2条第2号アからエまでに掲げる開発事業にあっては、平成16年9月1日)前において、都市計画法第29条第1項若しくは第43条第1項の許可の申請、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の確認の申請若しくは同法第18条第2項の規定による計画の通知若しくは宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項の許可の申請を行った開発事業、横浜市都市計画法施行細則(昭和45年6月横浜市規則第70号)第3条の規定により審査を受けた開発事業又は横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例(平成5年6月横浜市条例第35号)第10条第1項の規定により標識を設置した開発事業については、この規則の規定(第24条の規定を除く。)は、適用しない。

4 平成16年9月1日前に都市計画法第29条第1項又は第35条の2第1項の許可の申請を行った開発行為については、第24条の規定は、適用しない。

附 則(平成17年4月規則第70号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成17年9月規則第117号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市開発事業の調整等に関する条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成18年3月規則第84号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成21年9月規則第93号)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市開発事業の調整等に関する条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 22 年 3 月規則第 3 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市開発事業の調整等に関する条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 25 年 6 月規則第 64 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市開発事業の調整等に関する条例施行規則の規定により交付され、又は作成されている身分証明書は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 26 年 3 月規則第 28 号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月規則第 27 号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 4 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 3 月規則第 14 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市開発事業の調整等に関する条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(令和 2 年 6 月規則第 55 号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年 9 月規則第 60 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

3 横浜市開発事業の調整等に関する条例施行規則に定める様式

様式一覧表

| | 様式名 | ページ |
|------------------|----------------|-----|
| 規則様式第1号（第4条第1項） | 標識 | 126 |
| 規則様式第2号 | （削除） | - |
| 規則様式第3号（第7条） | 開発事業計画書 | 127 |
| 規則様式第4号 | （削除） | - |
| 規則様式第5号 | （削除） | - |
| 規則様式第6号（第12条） | 開発協議申出書 | 132 |
| 規則様式第7号（第17条第2項） | 開発事業計画同意申請書 | 133 |
| 規則様式第8号（第20条） | 開発事業計画書変更同意申請書 | 135 |
| 規則様式第9号 | （削除） | - |
| 規則様式第10号 | （削除） | - |
| 規則様式第11号（第23条） | 特定承継承認申請書 | 138 |
| 規則様式第12号（第28条） | 身分証明書 | 139 |

第1号様式（第4条第1項）

| 開 発 事 業 の お 知 ら せ | | | | | |
|---|--------|--------------------------|----------------|----------------|--|
| 開発事業区域に含まれる土地の地名地番 | | 1 土地利用計画図貼り付け欄 | | | |
| ----- | | | | | |
| 開発事業区域の面積： | | m ² | | | |
| 開 発 事 業 の 種 類： | | | | | |
| 予定される建築物等 | 用途 | | | | |
| | 敷地面積： | | m ² | | |
| | 住 戸 数： | | 戸 | | |
| | 階数： | 地上 階 地下 階 | | | |
| | *建築面積： | m ² | *延べ面積： | m ² | |
| | *棟 数： | | 棟 | | |
| | *高 さ： | m | *駐車台数： | 台 | |
| 住民説明の予定時期： | | 備考 1 | 備考 2 | | |
| 標 識 設 置 年 月 日： | | | | 年 月 日 | |
| 2 開発事業計画書提出： | | | | 年 月 日 | |
| 3 開発事業計画番号： | | | | 第 開 計 号 | |
| 4 開発事業計画書縦覧期間： | | | | | |
| 年 月 日～ 年 月 日 | | | | | |
| 5 同 意 年 月 日： | | 年 月 日 | | | |
| この標識は、横浜市開発事業の調整等に関する条例第9条第1項の規定に基づき設置したものです。 | | | | | |
| 開発事業者： | | | | | |
| 連絡先 | | 電話： () | | | |

（縦90センチメートル以上、横160センチメートル以上）

（備考）

- 1 この様式は、建築局長が必要があると認める場合は、規格を変更することができる。
- 2 *印の欄については、予定される建築物が一戸建ての住宅の場合には、記入は不要とする。
- 3 1 欄、2 欄及び3 欄については、開発事業計画書の提出後、速やかに貼り付け、及び記入することとする。
- 4 4 欄については、開発事業計画書の縦覧期間の決定後、速やかに記入することとする。
- 5 5 欄については、市長の同意を得た後、速やかに記入することとする。

| | | | | | | | | | | |
|---|-------------|---|----------------|---------------------|----------------|---------------------|----------------|----------------|----------------|--|
| 年 月 日 | | | | | | | | | | |
| (提出先) 横浜市長 | | | | | | | | | | |
| 住所 提出者 氏名 () 電話 () (担当者氏名及び連絡先) | | | | | | | | | | |
| 横浜市開発事業の調整等に関する条例第13条第1項、第15条第2項又は第20条第2項後段の規定により、次のとおり開発事業計画書を提出します。 | | | | | | | | | | |
| 開発事業計画番号 | | 第 開計 号 | | | | | | | | |
| 開発事業区域に含まれる土地の地名 地番 | | | | | | | | | | |
| 標識設置年月日 | | 年 月 日 | | | | | | | | |
| 開発事業区域の面積 | | m ² | | | | | | | | |
| 敷地の概要 | 区域区分 | 市街化区域/市街化調整区域 | | | | | | | | |
| | 用途地域 | 地域 | 高度地区 | 地区 | | | | | | |
| | 指定建ぺい率 | % | | 都市計画施設 | | | | | | |
| | 指定容積率 | % | | その他の地域地区 | | | | | | |
| 地目別 | 宅地造成等規制法 | 規制区域内・外 | | | 景観計画の適用 | | 有 ・ 無 | | | |
| | 区分 | 宅地 | 農地 | 山林 | 官有地 | その他 | 計 | | | |
| | 面積 | m ² | m ² | m ² | m ² | m ² | m ² | | | |
| | 比率 | % | % | % | % | % | 100% | | | |
| 地域まちづくり計画 | | 都市計画マスタープラン（地区プラン） | | | | | | | | |
| | | 地区計画 | | 地域まちづくりプラン | | | | | | |
| | | 建築協定 | | 地域まちづくりルール | | | | | | |
| 開発事業の目的 | | | | | | | | | | |
| 開発事業の種類 | | <input type="checkbox"/> ①開発行為（開発区域の面積が500m ² 以上のもの等） <input type="checkbox"/> ②大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ③市街化調整区域における建築物の建築（敷地面積が3,000m ² 以上のもの） <input type="checkbox"/> ④宅地造成 <input type="checkbox"/> ⑤斜面地開発行為 <input type="checkbox"/> ⑥開発行為（開発区域の面積が500m ² 未満で、道路の位置の指定を要するもの） | | | | | | | | |
| 土地利用区分 | | 宅地 | 道路 | 公園等 | 排水施設 | 貯水施設 | 公益用地 | その他 | 計 | |
| 面積 | | m ² | m ² | m ² | m ² | m ² | m ² | m ² | m ² | |
| 区域面積に対する比率 | | % | % | % | % | % | % | % | 100% | |
| 条例で必要な空地 | | 道路状 | | 歩道状 | | 自由利用 | | 緑化 | | |
| 面積 | | m ² | m ² | m ² (%) | | m ² (%) | | 本 | | |
| | | 予定される建築物等 | | | | | | | | |
| 概要 | 用途 | | | | 住 戸 数 | | 戸 | | | |
| | 敷地面積 | m ² | | | 階 | | 地上 階地下 階 | | | |
| | * 建築面積 | m ² | | | * 建 ぺ い 率 | | % | | | |
| | * 延べ面積（車庫等） | m ² (m ²) | | | * 容 積 率 | | % | | | |
| | * 構造 | | | | * 高 さ | | m | | | |
| * 棟数 | 棟 | | | * 駐 車 台 数 | | 台 | | | | |
| 開発事業の工事着手予定年月日 | | 年 月 日 | | | 開発事業の工事完了予定年月日 | | 年 月 日 | | | |
| ※ 受 付 年 月 日 | | 年 月 日 | | | 年 月 日 | | | | | |
| 備考 | | | | | | | | | | |

- (注意)
- ※印の欄は、記入しないでください。
 - *印の欄については、予定される建築物が一戸建ての住宅の場合には、記入は不要です。
 - 提出者の住所及び氏名は、法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
 - 開発事業の種類①から⑤までのいずれかに該当する場合は、次の図書を添付してください。
 (1) 位置図、(2) 現況図(地形、開発事業区域の境界並びに開発事業区域内及びその周辺の公共施設の状況を明示し、縮尺は2,500分の1以上としてください。)、(3) 公図の写し、(4) 土地利用計画図(開発事業区域の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物等の敷地の形状及び用途、公益的施設の位置並びに横浜市開発事業の調整等に関する条例第18条第2項第1号から第3号まで、第4号ア及び第9号に規定する空地の位置及び形状を明示し、縮尺は1,000分の1以上としてください。)、(5) 造成計画平面図及び造成計画断面図(宅地造成を行う場合に限り。)、(6) 建築物の立面図(予定される建築物が一戸建ての住宅以外の場合に限り。)、(7) 住民説明に使用した開発事業の構想等に関する資料、(8) 標識に土地利用計画図を貼付し、その状況が分かるよう撮影した写真、(9) 説明範囲及び説明対象者が分かるように記入した資料、(10) その他市長が必要と認める図書
 - 開発事業の種類⑥については、第1面のみ記入し、上記4に掲げる図書のうち、(1)から(6)まで及び(8)の図書を添付してください。
 - 開発事業計画書及び図書は、3部提出してください。ただし、上記4(8)及び(9)の図書は、1部提出してください。

| 説明方法 | | | 1 説明会 | 2 戸別訪問 |
|-----------------------------|------------------|--------------------------|----------------------------|---------------|
| 説明の実施日時 | | | 年 月 日 : ~ : 年 月 日 : ~ : | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 主に説明を行った者の氏名 | | | | |
| 説明の項目 | | | 説明の内容 | |
| 大項目 | 小項目 | 確認 | | |
| 土地の利用計画 | 開発事業区域の設定 | <input type="checkbox"/> | | |
| | 車・人の出入り | <input type="checkbox"/> | | |
| | ゴミ置き場 | <input type="checkbox"/> | | |
| | 敷地内の緑化 | <input type="checkbox"/> | | |
| | 道路状, 歩道状, 自由利用空地 | <input type="checkbox"/> | | |
| | 開発事業区域の外周の排水計画 | <input type="checkbox"/> | | |
| | 集会室 | <input type="checkbox"/> | | |
| | (その他) | <input type="checkbox"/> | | |
| 予定建築物等の計画概要 | 用途 | <input type="checkbox"/> | | |
| | 敷地面積 | <input type="checkbox"/> | | |
| | 戸数 | <input type="checkbox"/> | | |
| | 階数 | <input type="checkbox"/> | | |
| | * 建築面積等 | <input type="checkbox"/> | | |
| | * 構造 | <input type="checkbox"/> | | |
| | * 高さ | <input type="checkbox"/> | | |
| | (その他) | <input type="checkbox"/> | | |
| 公共施設等の整備 | 道路の計画 | <input type="checkbox"/> | | |
| | 公園の計画 | <input type="checkbox"/> | | |
| | 調整池・雨水流出抑制施設 | <input type="checkbox"/> | | |
| | (その他) | <input type="checkbox"/> | | |
| 宅地造成 | 切土・盛土の範囲 | <input type="checkbox"/> | | |
| | 擁壁の位置・高さ | <input type="checkbox"/> | | |
| | 擁壁の種類・構造 | <input type="checkbox"/> | | |
| | (その他) | <input type="checkbox"/> | | |
| 事業スケジュール | 予定工期 | <input type="checkbox"/> | | |
| 開発事業区域における防犯対策 | 防犯灯等の計画 | <input type="checkbox"/> | | |
| 開発事業区域及びその周辺の道路における通行の安全の確保 | | <input type="checkbox"/> | | |
| 地域まちづくり計画との整合 | | <input type="checkbox"/> | | |
| 手続の流れ | 意見書の提出 | <input type="checkbox"/> | | |
| | 縦覧期間中の再意見書の提出 | <input type="checkbox"/> | | |
| その他 | (任意に記載) | <input type="checkbox"/> | | |
| | | <input type="checkbox"/> | | |

- (注意) 1 主に説明を行った者が法人又は人の代理人又は使用人の場合は、その所属も記入してください。
2 確認欄には、説明の項目の内容を説明したことを確認し、レ点を入れてください。
3 *印の欄については、予定される建築物が一戸建ての住宅の場合には、記入は不要です。

| 開発事業における配慮項目 | 開発事業計画における開発事業者の見解 |
|---|--------------------|
| 1 殊更に小規模な開発事業区域を設定しないこと。 | |
| 2 開発事業に伴い必要となる開発事業区域内外の公共施設の整備に関すること。 | |
| 3 開発事業区域に伴い必要となる開発事業区域内外の公益的施設の確保に関すること。 | |
| 4 開発事業区域に設けた公共施設及び公益的施設の横浜市への引継ぎ等の措置に関すること。 | |
| 5 横浜市都市計画マスタープラン（区プラン）との整合に関すること。 | |
| 6 地域まちづくり計画が策定されている場合は、当該計画との整合に関すること。 | |
| 7 予定される建築物の建築又は工作物若しくは特定工作物の建設における周辺環境との調和等に関すること。 | |
| 8 住宅の建築の用に供する目的で行う開発事業に当たっては、適正な土地利用の維持及び良好な居住環境の保全に関すること。 | |
| 9 開発事業区域及びその周辺の地域における防犯対策に関すること。 | |
| 10 開発事業区域及びその周辺の地域における通行の安全に関すること。 | |
| 11 開発事業区域及びその周辺の地域における利便の増進に寄与する公益的施設用地の横浜市への譲渡に関すること。 | |
| 12 横浜市開発事業の調整等に関する条例第24条に規定する開発事業の計画の遵守に関すること。 | |
| 13 その他 | |
| <p>※ 第2面の説明の内容に関し、近接住民若しくは地域住民又は地域まちづくり計画運営団体からの意見に配慮した事項、意見を反映し、計画を変更した経緯等がある場合には、開発事業計画書の提出に至るまでの調整の内容について、下枠内に概要を記入してください。</p> | |
| | |

| 住民意見 見符号 | 説明に対する住民の意見 | 見解書 送付日 | 住民の意見に対する開発事業者の見解又は措置 |
|-------------|-------------|------------|-----------------------|
| | | / | |
| | | / | |
| | | / | |
| | | / | |
| | | / | |
| | | / | |
| | | / | |
| | | / | |
| | | / | |
| | | / | |
| | | / | |
| | | / | |
| | | / | |
| | | / | |
| | | / | |

開発協議申出書

年 月 日

| | | | |
|---|---|---|---|
| (申出先) 横浜市長 | | 住所 申出者 氏名 電話 () (担当者氏名及び連絡先) | |
| 横浜市開発事業の調整等に関する条例第16条第3項の規定により、開発協議について申し出ます。 | | | |
| 1 開発事業計画番号 | 第 | 開計 | 号 |
| 2 開発事業区域に含まれる土地の地名地番 | | | |
| 3 開発事業の種類 | <input type="checkbox"/> ①開発行為（開発区域の面積が500m ² 以上のもの等） <input type="checkbox"/> ②大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ③市街化調整区域における建築物の建築（敷地面積が3,000m ² 以上のもの） <input type="checkbox"/> ④宅地造成 <input type="checkbox"/> ⑤斜面地開発行為 | | |
| ※ 受付 年 月 日 | | 年 月 日 | |
| 備考 | | | |

- (注意) 1 ※印の欄は、記入しないでください。
 2 申出者の住所及び氏名は、法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
 3 市長が必要と認める図書を添付してください。

(A4)

（第1面）
開発事業計画同意申請書

| | |
|---|---|
| 年 月 日 | |
| (申請先) 横浜市長 | |
| 住所 申請者 氏名 電話 () (担当者氏名及び連絡先) | |
| 横浜市開発事業の調整等に関する条例第17条第2項の規定により、開発事業計画の同意を申請します。 | |
| 1 開発事業計画番号 | 第 開計 号 |
| 2 開発事業区域に含まれる土地の地名地番 | |
| 3 開発事業の種類 | <input type="checkbox"/> ①開発行為（開発区域の面積が500m ² 以上のもの等） <input type="checkbox"/> ②大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ③市街化調整区域における建築物の建築（敷地面積が3,000m ² 以上のもの） <input type="checkbox"/> ④宅地造成 <input type="checkbox"/> ⑤斜面地開発行為 <input type="checkbox"/> ⑥開発行為（開発区域の面積が500m ² 未満で、道路の位置の指定を要するもの） |
| ※ 受付 年 月 日 | 年 月 日 |
| 備考 | |

- (注意)
- 1 ※印の欄は、記入しないでください。
 - 2 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
 - 3 次の図書を添付してください。
 - (1) 位置図
 - (2) 現況図（地形、開発事業区域の境界並びに開発事業区域内及びその周辺の公共施設の状況を明示し、縮尺は2,500分の1以上としてください。）
 - (3) 土地利用計画図（開発事業区域の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物等の敷地の形状及び用途、公益的施設の位置並びに横浜市開発事業の調整等に関する条例第18条第2項第1号から第3号まで、第4号ア及び第9号に規定する空地の位置及び形状を明示し、縮尺は1,000分の1以上としてください。）
 - (4) その他市長が必要と認める図書
 - 4 開発事業計画同意申請書及び図書は、2部提出してください。

(A4)

(第2面)

開発事業計画の概要

| | | | | | | | | |
|--------------------|----------------|---|--------------------|----------------|----------------|----------------------|----------------|----------------|
| 開発事業計画番号 | | 第 開計 号 | | | | | | |
| 開発事業区域に含まれる土地の地名地番 | | | | | | | | |
| 標識設置年月日 | | 年 月 日 | | | | | | |
| 開発事業区域の面積 | | m ² | | | | | | |
| 敷地の概要 | 区域区分 | 市街化区域/市街化調整区域 | | | | | | |
| | 用途地域 | 地域 | 高度地区 | 地区 | | | | |
| | 指定建ぺい率 | % | 都市計画施設 | | | | | |
| | 指定容積率 | % | その他の地域地区 | | | | | |
| | 宅地造成等規制法 | 規制区域内・外 | 景観計画の適用 | | 有・無 | | | |
| 地目別 | 区分 | 宅地 | 農地 | 山林 | 官有地 | その他 | 計 | |
| | 面積 | m ² | m ² | m ² | m ² | m ² | m ² | |
| | 比率 | % | % | % | % | % | 100% | |
| 開発事業の目的 | | | | | | | | |
| 開発事業の種類 | | <input type="checkbox"/> ①開発行為（開発区域の面積が500m ² 以上のもの等） <input type="checkbox"/> ②大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ③市街化調整区域における建築物の建築（敷地面積が3,000m ² 以上のもの） <input type="checkbox"/> ④宅地造成 <input type="checkbox"/> ⑤斜面地開発行為 <input type="checkbox"/> ⑥開発行為（開発区域の面積が500m ² 未満で、道路の位置の指定を要するもの） | | | | | | |
| 土地利用区分 | 宅地 | 道路 | 公園等 | 排水施設 | 貯水施設 | 公益用地 | その他 | 計 |
| 面積 | m ² | m ² | m ² | m ² | m ² | m ² | m ² | m ² |
| 区域面積に対する比率 | % | % | % | % | % | % | % | 100% |
| 条例で必要な空地 | 道路状 | 歩道状 | 自由利用 | | | 緑化 | | |
| 面積 | m ² | m ² | m ² (%) | | | m ² (%)・本 | | |
| 予定される建築物等 | | | | | | | | |
| 概要 | 用途 | | | 住戸数 | 戸 | | | |
| | 敷地面積 | m ² | | 階数 | 地上 階地下 階 | | | |
| | * 建築面積 | m ² | | * 建ぺい率 | % | | | |
| | * 延べ面積(車庫等) | m ² (m ²) | | * 容積率 | % | | | |
| | * 構造 | | | * 高さ | m | | | |
| | * 棟数 | 棟 | | * 駐車台数 | 台 | | | |
| 開発事業の工事着手予定年月日 | | 年 月 日 | | 開発事業の工事完了予定年月日 | | | 年 月 日 | |

(注意) *印の欄については、予定される建築物が一戸建ての住宅の場合には、記入は不要です。

開発事業計画変更同意申請書

| | | |
|---|---|-------|
| (申請先) 横浜市長 | 年 月 日 | |
| 住所 申請者 氏名 電話 () (担当者氏名及び連絡先) | | |
| 年 月 日に同意のありました次の開発事業の計画について変更をしたいので、横浜市開発事業の調整等に関する条例第20条第2項の規定により、開発事業計画に関する変更の同意を申請します。 | | |
| 1 開発事業計画番号 | 第 開計 号 | |
| 2 開発事業区域に含まれる土地の地名地番 | | |
| 3 開発事業の種類 | <input type="checkbox"/> ①開発行為（開発区域の面積が500m ² 以上のもの等） <input type="checkbox"/> ②大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ③市街化調整区域における建築物の建築（敷地面積が3,000m ² 以上のもの） <input type="checkbox"/> ④宅地造成 <input type="checkbox"/> ⑤斜面地開発行為 <input type="checkbox"/> ⑥開発行為（開発区域の面積が500m ² 未満で、道路の位置の指定を要するもの） | |
| 4 同意年月日 | 年 月 日 | |
| 5 変更の理由 | | |
| 6 必要な手続 | 標識の修正年月日 | 年 月 日 |
| | 住民説明年月日 | 年 月 日 |
| | 開発事業計画書（変更）の提出年月日 | 年 月 日 |
| | 再見解書の提出年月日 | 年 月 日 |
| | 開発協議申出書の提出年月日 | 年 月 日 |
| | 協議事項通知書の交付年月日 | 年 月 日 |
| ※ 受付年月日 | 年 月 日 | |
| 備考 | | |

- (注意)
- 1 ※印の欄は、記入しないでください。
 - 2 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
 - 3 次の図書を添付してください。
 - (1) 開発事業計画の変更に伴いその内容が変更される図書
 - (2) 変更箇所を示した新旧対照図
 - (3) その他市長が必要と認める図書
 - 4 開発事業計画変更同意申請書及び図書は、2部提出してください。

(第2面)
開発事業計画の概要

| | | | | | | | | |
|------------------------|----------------|---|--------------------|----------------|----------------|----------------------|----------------|----------------|
| 開発事業計画番号 | | 第 開計 号 | | | | | | |
| 開発事業区域に含まれる土地の地名 地番 | | | | | | | | |
| 標識修正年月日 | | 年 月 日 | | | | | | |
| 開発事業区域の面積 | | m ² | | | | | | |
| 敷地の概要 | 区域区分 | 市街化区域/市街化調整区域 | | | | | | |
| | 用途地域 | 地域 | 高度地区 | 地区 | | | | |
| | 指定建ぺい率 | % | 都市計画施設 | | | | | |
| | 指定容積率 | % | その他の地域地区 | | | | | |
| | 宅地造成等規制法 | 規制区域内・外 | 景観計画の適用 | | | | 有・無 | |
| 地目別 | 区分 | 宅地 | 農地 | 山林 | 官有地 | その他 | 計 | |
| | 面積 | m ² | m ² | m ² | m ² | m ² | m ² | |
| | 比率 | % | % | % | % | % | 100% | |
| 開発事業の目的 | | | | | | | | |
| 開発事業の種類 | | <input type="checkbox"/> ①開発行為（開発区域の面積が500m ² 以上のもの等） <input type="checkbox"/> ②大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ③市街化調整区域における建築物の建築（敷地面積が3,000m ² 以上のもの） <input type="checkbox"/> ④宅地造成 <input type="checkbox"/> ⑤斜面地開発行為 <input type="checkbox"/> ⑥開発行為（開発区域の面積が500m ² 未満で、道路の位置の指定を要するもの） | | | | | | |
| 土地利用区分 | 宅地 | 道路 | 公園等 | 排水施設 | 貯水施設 | 公益用地 | その他 | 計 |
| 面積 | m ² | m ² | m ² | m ² | m ² | m ² | m ² | m ² |
| 区域面積に対する比率 | % | % | % | % | % | % | % | 100% |
| 条例で必要な空地 | 道路状 | 歩道状 | 自由利用 | | | 緑化 | | |
| 面積 | m ² | m ² | m ² (%) | | | m ² (%)・本 | | |
| 予定される建築物等 | | | | | | | | |
| 概要 | 用途 | | | | 住戸数 | 戸 | | |
| | 敷地面積 | m ² | | | 階数 | 地上 階地下 階 | | |
| | * 建築面積 | m ² | | | * 建ぺい率 | % | | |
| | * 延べ面積(車庫等) | m ² (m ²) | | | * 容積率 | % | | |
| | * 構造 | | | | * 高さ | m | | |
| | * 棟数 | 棟 | | | * 駐車台数 | 台 | | |
| 開発事業の工事着手予定年月日 | | 年 月 日 | | | 開発事業の工事完了予定年月日 | | 年 月 日 | |

(注意) *印の欄については、予定される建築物が一戸建ての住宅の場合には、記入は不要です。

| 変更箇所一覧 | | |
|--------|---|---|
| 変更項目 | 新 | 旧 |
| | | |

特定承継承認申請書

| | |
|---|--------------------|
| (申請先) 横浜市長 | 年 月 日 |
| 住所 申請者 氏名 電話 () (担当者氏名及び連絡先) | |
| 横浜市開発事業の調整等に関する条例第22条第2項の規定により、当該開発事業計画に関する同意に基づく地位の承継について承認を受けたいので申請します。 | |
| 1 開発事業計画番号 | 第 開計 号 |
| 2 同意年月日 | 年 月 日 |
| 3 開発事業区域に含まれる土地の地名 地番 | |
| 4 被承継人の住所及び氏名 | |
| 5 権原を取得した年月日 | 年 月 日 |
| 6 承継の理由 | |
| ※ 承認の際の付記事項 | 別紙のとおり |
| ※ 承認年月日及び番号 | 年 月 日 横浜市 指令第 号 |
| ※ 受付年月日 | 年 月 日 |
| 備考 | |

- (注意)
- 1 ※印の欄は、記入しないでください。
 - 2 申請者及び被承継人の住所及び氏名は、法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
 - 3 当該開発事業に関する工事を施行する権原を取得したことを証する書類を添付してください。

(A4)

(表)

| | | | | |
|---|---|-----------|-------|---|
| 第 | 号 | 身 分 証 明 書 | | |
| | | 所属名 | | |
| | | 職 名 | | |
| | | 氏 名 | | |
| | | | 年 月 日 | 生 |
| 上記の者は、横浜市開発事業の調整等に関する条例第40条第1項の規定により、立入検査を行う者であることを証明します。 | | | | |
| | | 年 月 日 | | |
| | | | 横浜市長 | 印 |

(縦6センチメートル、横8センチメートル)

(裏)

横浜市開発事業の調整等に関する条例(抜粋)

(報告等の徴収及び立入検査)

- 第40条 市長は、前3条の規定による権限を行うため必要があると認めるときは、開発事業者又は開発事業に関する工事の請負人（予定建築物の建築主等を含む。）から開発事業に関する工事の状況等について必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして開発事業区域内に立ち入らせ、当該工事の状況等を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 横浜市開発事業の調整等に関する条例施行規則に定める様式以外の様式

様式一覧表（カッコ内は条例における該当条項）

| | 様式名 | ページ |
|----------------------------------|-------------------------------|-----|
| 規則外様式第1号 (第6条) | 開発事業の調整等に関する条例第6条に関する協議申請書 | 142 |
| 規則外様式第2号 (第6条) | 開発事業の調整等に関する条例第6条に関する協議結果通知書 | 143 |
| 規則外様式第3号 (第9条) | 開発事業の調整等に関する条例における標識設置届 | 144 |
| 規則外様式第4号 (第12条) | 開発事業の構想に対する意見書 | 145 |
| 規則外様式第4号の2 (第12条) | 見解書 | 146 |
| 規則外様式第5号 (第14条) | 開発事業計画書の見解に対する再意見書 | 147 |
| 規則外様式第5号の2 (第14条) | 再意見書取下届 | 149 |
| 規則外様式第5号の3 (第14条) | 再見解書 | 150 |
| 規則外様式第5号の4 (第15条第1項及び第20条第1項) | 開発事業計画書変更案届出書 | 151 |
| 規則外様式第5号の5 (第15条第2項及び第20条第1項) | 開発事業計画の軽微な変更届出書 | 152 |
| 規則外様式第6号 (第16条第4項) | 協議事項通知書 | 153 |
| 規則外様式第6号の2 | 協議事項報告書 | 154 |
| 規則外様式第7号 (第16条第5項) | 協議結果通知書 | 156 |
| 規則外様式第8号 (第18条第2項) | 開発事業計画の同意基準協議申請書 | 157 |
| 規則外様式第9号 (第18条第2項) | 開発事業計画の同意基準協議結果通知書 | 158 |
| 規則外様式第10号 (第19条) | 開発事業計画の同意通知書 | 159 |
| 規則外様式第11号 (第19条) | 開発事業計画の不同意通知書 | 160 |
| 規則外様式第12号 (第20条) | 開発事業計画の変更の同意通知書 | 161 |
| 規則外様式第13号 (第20条) | 開発事業計画の変更の不同意通知書 | 162 |
| 規則外様式第14号 (第21条) | 開発事業計画廃止届 | 163 |
| 規則外様式第14号の2 (第22条第1項) | 一般承継届出書 | 164 |
| 規則外様式第15号 (第22条第2項) | 開発事業計画に関する同意に基づく地位の特定承継の承認通知書 | 165 |

| | | |
|--------------------------------|--|-----|
| 規則外様式第 16 号 (第 22 条第 2 項) | 開発事業計画に関する同意に基づく地位の特定承継の不承認 通知書 | 166 |
| 規則外様式第 17 号 A (第 38 条第 1 項) | 開発事業に対する工事停止勧告書 | 167 |
| 規則外様式第 17 号 B (第 38 条第 2 項) | 開発事業に対する工事停止勧告書 | 168 |
| 規則外様式第 17 号 C (第 38 条第 3 項) | 開発事業に対する工事停止勧告書 | 169 |
| 規則外様式第 17 号の 2 (第 38 条の 2) | 開発事業に関する公表について | 170 |
| 規則外様式第 18 号 A (第 39 条) | 開発事業に対する工事停止命令書 | 171 |
| 規則外様式第 18 号 B (第 39 条) | 開発事業に対する工事停止命令書 | 172 |
| 規則外様式第 19 号 A (第 40 条第 1 項) | 開発事業に関する工事状況等の報告の徴収について | 173 |
| 規則外様式第 19 号 B (第 40 条第 1 項) | 開発事業に関する工事状況等の報告書 | 174 |
| 規則外様式第 19 号 C (第 40 条第 1 項) | 開発事業に関する工事状況等の資料請求について | 175 |
| 規則外様式第 19 号 D (第 40 条第 1 項) | 開発事業に関する工事状況等の資料の提出書 | 176 |
| 規則外様式第 20 号 | 開発事業に関する工事の完了届 | 177 |
| 規則外様式第 21 号 | 開発事業に関する工事の完了確認通知書 | 178 |
| 規則外様式第 22 号 | 開発事業の調整等に関する条例第 6 条に関する協議に係る 工事の完了届 | 179 |
| 規則外様式第 23 号 | 開発事業の調整等に関する条例第 6 条に関する協議に係る 工事の完了確認通知書 | 180 |
| 規則外様式第 24 号 | 削除 | - |
| 規則外様式第 25 号 | 同意に基づく地位の承継に関する同意書 | 181 |
| 規則外様式第 26 号 | 開発事業計画の変更概要書 | 182 |
| 規則外様式第 27 号 | 開発事業の廃止のお知らせ | 183 |
| 規則外様式第 28 号 | 開発事業計画の指導・助言書 | 184 |
| 規則外様式第 29 号 | 開発事業計画台帳 | 185 |

開発事業の調整等に関する条例第6条に関する協議申請書

年 月 日

（申請先）
横浜市長

住 所
申請者 氏 名
電 話 ()
(担当者氏名及び連絡先)

横浜市開発事業の調整等に関する条例第6条の規定に関して、開発事業計画が、都市計画法第33条第1項第 号に定める規定のうち に関する基準に適合していることについて協議をしたいため、次のとおり申請します。

| | | |
|---|--------------------|-----------|
| 1 | 開発事業区域に含まれる土地の地名地番 | |
| 2 | 開発事業計画番号 | 第 開計 号 |
| ※ | 受付年月日及び番号 | 年 月 日 第 号 |
| ※ | 確認年月日 | 年 月 日 |
| ※ | 確認結果 | 適合 ・ 不適合 |
| ※ | 協議結果通知年月日及び番号 | 年 月 日 第 号 |

- （注意）
- 1 ※の欄は記入しないでください。
 - 2 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
 - 3 添付図書（開発事業の調整等に関する条例第6条に関する協議申請書と次の添付図書は、正本1部、副本1部を提出してください。）

| | |
|--------------------------|-------------|
| (1) 開発事業計画の概要書（第7号様式第2面） | (2) 位置図 |
| (3) 現況図 | (4) 土地利用計画図 |
| (5) その他基準に応じて必要となる図書 | |

開発事業の調整等に関する条例第6条に関する協議結果通知書

住 所
氏 名 様

横浜市長



横浜市開発事業の調整等に関する条例第6条の規定に関して協議申請のありました開発事業計画については、都市計画法第33条第1項第 号に定める規定のうち に関する基準に適合していることを確認しました。

1 開発事業の調整等に関する条例第6条に関する協議申請の受付年月日

年 月 日

2 開発事業計画番号

第 開計 号

3 開発事業区域に含まれる土地の地名地番

開発事業の調整等に関する条例における 標 識 設 置 届

年 月 日

(届出先)
横浜市長

住 所
届出者 氏 名
電 話 ()
(担当者氏名及び連絡先)

年 月 日に標識を設置しましたので、横浜市開発事業の調整等に関する条例第9条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | | |
|--------------------|----------|---|----------|
| 開発事業区域に含まれる土地の地名地番 | | | |
| 開発事業区域の面積 | | ㎡ | |
| 敷地の概要 | 区域区分 | 市街化区域 / 市街化調整区域 | |
| | 用途地域 | 地域 | 高度地区 地区 |
| | 指定建ぺい率 | % | 都市計画施設 |
| | 指定容積率 | % | その他の地域地区 |
| | 宅地造成等規制法 | 規制区域 内・外 | 風致地区 内・外 |
| 開発事業の目的 | | | |
| 開発事業の種類 | | <input type="checkbox"/> ①開発行為（開発区域の面積が500㎡以上のもの等） （ <input type="checkbox"/> 自己の居住用/ <input type="checkbox"/> 自己の業務用/ <input type="checkbox"/> その他） <input type="checkbox"/> ②大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ③市街化調整区域における建築物の建築（敷地面積が3,000㎡以上のもの） <input type="checkbox"/> ④宅地造成 <input type="checkbox"/> ⑤斜面地開発行為（ <input type="checkbox"/> 自己の居住用/ <input type="checkbox"/> 自己の業務用/ <input type="checkbox"/> その他） <input type="checkbox"/> ⑥開発行為（開発区域の面積が500㎡未満で、道路の位置の指定を要するもの） | |
| 予定される建築物等 | 用途 | | |
| | 敷地面積 | | |
| | 住戸数 | 戸 | |
| | 階数 | 地上 階 | 地下 階 |
| | 棟数* | 棟 | |
| | 建築面積* | ㎡ | |
| | 延べ面積* | ㎡ | |
| | 高さ* | m | |
| 駐車台数* | 台 | | |
| ※受付処理欄 | | | |
| 受付年月日 | 年 月 日 | | |
| 開発事業計画番号 | 第 開計 号 | | |

- (注意) 1 *印については、一戸建ての住宅の計画の場合は省略することができます。
 2 ※の欄は記入しないでください。
 3 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
 4 次の図書を添付してください。
 (1) 位置図 (2) 現況図 (3) 公図の写し（開発事業区域内の各筆について、地目表記）
 (4) 土地利用計画図 (5) 委任状 (6) その他市長が必要と認める図書

開発事業の構想に対する意見書

この度、説明いたしました開発事業の構想についての意見がございましたら、この用紙に記入いただき、下記の提出先まで提出くださいますようお願いいたします。この用紙に記入しきれない場合などは、この用紙以外の用紙や資料を提出していただいても結構です。

なお、この意見書の提出は、「横浜市開発事業の調整等に関する条例」第12条の規定により行われるものです。

| | |
|-----|--|
| 氏 名 | |
| 住 所 | |
| 意見 | |

＜意見書の提出先及び提出方法＞

(開発事業者記入欄)

提出先：

提出方法：

| | | |
|-----------|--------------------|--|
| 開発事業計画の概要 | 開発事業者名 | |
| | 開発事業区域に含まれる土地の地名地番 | |
| | 開発事業計画番号 | |
| | 説明日 | |

見解書

年 月 日

様

開発事業者

| | | | |
|--------------------|---|-------|---|
| 開発事業計画番号 | 第 | 開計 | 号 |
| 開発事業区域に含まれる土地の地名地番 | | | |
| 開発事業の種類 | <input type="checkbox"/> ①開発行為（開発区域の面積が500㎡以上のもの等） <input type="checkbox"/> ②大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ③市街化調整区域における建築物の建築（敷地面積が3,000㎡以上のもの） <input type="checkbox"/> ④宅地造成 <input type="checkbox"/> ⑤斜面地開発行為 | | |
| あなたの意見（要約） | | 当方の見解 | |
| | | | |

あなたが提出した意見について、横浜市開発事業の調整等に関する条例第12条第2項の規定により、当方の見解を送付します。

担当者：
連絡先：

規則外様式第5号（第14条）

（第1面）

開発事業計画書の見解に対する再意見書

開発事業計画書の事業者の見解に対する再意見につきましては、第2面に記入いただき、下記の提出先まで提出くださいますようお願いいたします。この用紙に記入しきれない場合などは、この用紙以外の用紙や資料を提出していただいても結構です。

なお、この意見書の提出は、「横浜市開発事業の調整等に関する条例」第14条の規定により行われるものであり、この意見書は横浜市を經由して、開発事業者に送付されます。

| | | |
|---|------------------------|---------|
| 氏 名 | | |
| 住 所 | | |
| 開 発 事 業 計 画 の 概 要 | 開発事業者名 | |
| | 開発事業区域に含まれる 土地の地名地番 | |
| | 開発事業計画番号 | 第 開 計 号 |
| | 説明を受けた日 | 年 月 日 |

<再意見書の提出先及び提出方法>

この再意見書は、以下の場所まで、郵送又はご持参くださいますようお願いいたします。

| 開発事業 | 担当部署 | 住所 | 電話番号 |
|---|-------------------|------------------------------------|--------------------------------|
| 市街化区域の開発事業 | 建築局 宅地審査課指導担当 | 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 25階 | 671-□4515・□4516 □4517・□4518 |
| 市街化調整区域の開発事業 | 建築局 調整区域課指導担当 | 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 25階 | 671-□4521 |
| 大規模な共同住宅の建築 <small>(第2条第2号ア、ウ及びオに該当しない同号イ)</small> | 建築局情報相談課 中高層担当 | 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 25階 | 671-□2350 |

| 説明項目 | | 該当 項目 | 開発事業者の見解に対するご意見 |
|-------------------------------------|--------------------|--------------------------|-----------------|
| 大項目 | 小項目 | | |
| 土地の利用計画 | 開発事業区域の設定 | <input type="checkbox"/> | |
| | 車・人の出入り | <input type="checkbox"/> | |
| | ゴミ置き場 | <input type="checkbox"/> | |
| | 敷地内の緑化 | <input type="checkbox"/> | |
| | 道路状,歩道状,自由利用空地 | <input type="checkbox"/> | |
| | 開発事業区域の外周の排水 計画 | <input type="checkbox"/> | |
| | 集会室 | <input type="checkbox"/> | |
| | (その他) | <input type="checkbox"/> | |
| 予定建築物等の計画 概要 | 用途 | <input type="checkbox"/> | |
| | 敷地面積 | <input type="checkbox"/> | |
| | 戸数 | <input type="checkbox"/> | |
| | 階数 | <input type="checkbox"/> | |
| | *建築面積等 | <input type="checkbox"/> | |
| | *構造 | <input type="checkbox"/> | |
| | *高さ | <input type="checkbox"/> | |
| | (その他) | <input type="checkbox"/> | |
| 公共施設等の整備 | 道路の計画 | <input type="checkbox"/> | |
| | 公園の計画 | <input type="checkbox"/> | |
| | 調整池・雨水流出抑制施設 | <input type="checkbox"/> | |
| | (その他) | <input type="checkbox"/> | |
| 宅地造成 | 切土・盛土の範囲 | <input type="checkbox"/> | |
| | 擁壁の位置・高さ | <input type="checkbox"/> | |
| | 擁壁の種類・構造 | <input type="checkbox"/> | |
| | (その他) | <input type="checkbox"/> | |
| 事業スケジュール | 予定工期 | <input type="checkbox"/> | |
| 開発事業区域における 防犯対策 | 防犯灯等の計画 | <input type="checkbox"/> | |
| 開発事業区域及びその 周辺の道路における 通行の安全の確保 | | <input type="checkbox"/> | |
| 地域まちづくり計画 との整合 | | <input type="checkbox"/> | |
| 手続の流れ | 意見書の提出 | <input type="checkbox"/> | |
| | 縦覧期間中の再意見書の 提出 | <input type="checkbox"/> | |

規則外様式第5号の2様式（第14条）

再意見書取下届

年 月 日

(届出先)
横浜市長

住所
届出者 氏名
電話 ()

年 月 日に提出した開発事業計画書の事業者の見解に対する再意見について、取り下げますので、次のとおり届け出ます。

| | | |
|-----------|--------------------|--------|
| 開発事業計画の概要 | 開発事業者名 | |
| | 開発事業区域に含まれる土地の地名地番 | |
| | 開発事業計画番号 | 第 開計 号 |
| | 説明を受けた日 | 年 月 日 |
| 取り下げの理由 | | |

規則外様式第5号の3様式（第14条）

再見解書

年 月 日

様

開発事業者

あなたが提出した意見について、横浜市開発事業の調整等に関する条例第14条第3項の規定により、当方の見解を送付します。

| | | | |
|--------------------|---|-------|---|
| 開発事業計画番号 | 第 | 開計 | 号 |
| 開発事業区域に含まれる土地の地名地番 | | | |
| 開発事業の種類 | <input type="checkbox"/> ①開発行為（開発区域の面積が500㎡以上のもの等） <input type="checkbox"/> ②大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ③市街化調整区域における建築物の建築（敷地面積が3,000㎡以上のもの） <input type="checkbox"/> ④宅地造成 <input type="checkbox"/> ⑤斜面地開発行為 | | |
| あなたの意見（要約） | | 当方の見解 | |
| | | | |

担当者：
連絡先：

規則外様式第5号の4様式（第15条第1項及び第20条第1項）

開発事業計画書変更案届出書

| | | |
|--|---|---|
| 年 月 日 | | |
| (届出先) 横浜市長 | | |
| 住所 届出者 氏名 電話 () (担当者氏名及び連絡先) | | |
| 横浜市開発事業の調整等に関する条例第15条第1項及び第20条第1項の規定により、開発事業の構想の変更について届け出ます。 | | |
| 1 開発事業計画番号 | 第 開計 号 | |
| 2 開発事業区域に含まれる地名地番 | | |
| 3 開発事業の種類 | <input type="checkbox"/> ①開発行為（開発区域の面積が500㎡以上のもの等） <input type="checkbox"/> ②大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ③市街化調整区域における建築物の建築（敷地面積が3,000㎡以上のもの） <input type="checkbox"/> ④宅地造成 <input type="checkbox"/> ⑤斜面地開発行為 <input type="checkbox"/> ⑥開発行為（開発区域の面積が500㎡未満で、道路の位置の指定を要するもの） | |
| 4 同意の年月日 (同意後の場合のみ記載) | 年 月 日 | |
| 5 標識の修正(予定)日 | 年 月 日 | |
| 変更の理由 | | |
| 変更箇所一覧（項目が多い場合は同様式の別紙での提出も可能です。） | | |
| 変更項目 | 新 | 旧 |
| | | |
| ※受付年月日 | 年 月 日 | |
| 備考 | | |

- (注意) 1 ※印の欄は、記入しないでください。
 2 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
 3 横浜市開発事業の調整等に関する条例第13条第1項の規定により開発事業計画書を提出する際に添付した図書のうち変更に係る図書及び変更箇所を示した新旧対照図を添付してください。
 4 開発事業計画書変更案届出書、図書及び新旧対照図は、3部提出してください。
 5 標識の状況が分かる写真を添付してください。

規則外様式第5号の5（第15条第2項ただし書及び第20条第3項）

開発事業計画の軽微な変更届出書（同意前・同意後）

| | | |
|---|---|-------|
| (届出先) 横浜市長 | 年 月 日 | |
| 住所 届出者 氏名 電話 () (担当者氏名及び連絡先) | | |
| 横浜市開発事業の調整等に関する条例第15条第2項ただし書及び第20条第3項に規定される軽微な変更をしましたので、次のとおり届け出ます。 | | |
| 1 開発事業計画番号 | 第 開計 号 | |
| 2 開発事業区域に含まれる土地の地名地番 | | |
| 3 開発事業の種類 | <input type="checkbox"/> ①開発行為（開発区域の面積が500㎡以上のもの等） <input type="checkbox"/> ②大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ③市街化調整区域における建築物の建築（敷地面積が3,000㎡以上のもの） <input type="checkbox"/> ④宅地造成 <input type="checkbox"/> ⑤斜面地開発行為 <input type="checkbox"/> ⑥開発行為（開発区域の面積が500㎡未満で、道路の位置の指定を要するもの） | |
| 4 同意の年月日 (同意後の場合のみ記載) | 年 月 日 | |
| 5 標識の修正(予定)日 | 年 月 日 | |
| 変更の理由 | | |
| 変更箇所一覧（項目が多い場合は同様式の別紙での提出も可能です。） | | |
| 変更項目 | 新 | 旧 |
| | | |
| ※受付年月日 | | 年 月 日 |
| 備考 | | |

- (注意) 1 ※印の欄は、記入しないでください。
 2 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
 3 次の図書を添付してください。
 (1) 横浜市開発事業の調整等に関する条例第13条第1項の規定により開発事業計画書を提出する際に添付した図書のうち変更に係る図書及び変更箇所を示した新旧対照図3部
 (2) その他市長が必要と認める図書

第 号
年 月 日

協議事項通知書

住 所
氏 名 様

横浜市長

印

年 月 日に横浜市開発事業の調整等に関する条例（以下「条例」という。）第16条の規定による開発協議の申出のありました次の開発事業計画について、条例第16条第4項の規定により開発協議における協議事項等を通知します。

開発事業計画

| | |
|------------------------|----------------|
| 開発事業区域に含まれる 土地の地名地番 | |
| 開発事業区域の面積 | m ² |
| 開発事業の目的 | |
| 開発事業の種類 | |
| 開発事業計画番号 | 第 開計 号 |

協議事項

（第1面）

協議事項報告書

年 月 日

（報告先）
横浜市長

報告者 住 所
氏 名
電 話 ()
(担当者氏名及び連絡先)

年 月 日に横浜市開発事業の調整等に関する条例（以下「条例」という。）第16条に規定された開発協議における協議事項について次のとおり報告をします。

開発事業計画

| | |
|------------------------|----------------|
| 開発事業区域に含まれる 土地の地名地番 | |
| 開発事業区域の面積 | m ² |
| 開発事業の目的 | |
| 開発事業の種類 | |
| 開発事業計画番号 | 第 開計 号 |

(第2面)

協議事項について

| 協議事項 | 報告事項 | 添付資料の有無 |
|------|------|---------|
| | | |

第 号
年 月 日

協議結果通知書

住 所
氏 名 様

横浜市長

印

年 月 日に横浜市開発事業の調整等に関する条例（以下「条例」という。）第16条の規定による開発協議の申出のありました次の開発事業計画については、開発協議が終了しましたので、条例第16条第5項の規定により協議結果を通知します。

開発事業計画

| | |
|------------------------|----------------|
| 開発事業区域に含まれる 土地の地名地番 | |
| 開発事業区域の面積 | m ² |
| 開発事業の目的 | |
| 開発事業の種類 | |
| 開発事業計画番号 | 第 開計 号 |

協議結果

開発事業計画の同意基準協議申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

住 所
申請者 氏 名
電 話 ()
(担当者氏名及び連絡先)

開発事業計画が、横浜市開発事業の調整等に関する条例第18条第2項第 号の規定に適合していることについて協議したいので、次のとおり申請します。

| | | |
|---|--------------------|---|
| 1 | 開発事業区域に含まれる土地の地名地番 | |
| 2 | 開発事業の種類 | <input type="checkbox"/> ①開発行為（開発区域の面積が500㎡以上のもの等） <input type="checkbox"/> ②大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ③市街化調整区域における建築物の建築（敷地面積が3,000㎡以上のもの） <input type="checkbox"/> ④宅地造成 <input type="checkbox"/> ⑤斜面地開発行為 |
| 3 | 開発事業計画番号 | 第 開計 号 |
| ※ | 受付年月日及び番号 | 年 月 日 第 号 |
| ※ | 確認年月日 | 年 月 日 |
| ※ | 確認結果 | 適合 ・ 不適合 |
| ※ | 協議結果通知年月日及び番号 | 年 月 日 第 号 |

- (注意)
- 1 ※の欄は記入しないでください。
 - 2 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
 - 3 添付図書（開発事業計画の同意基準協議申請書と次の添付図書は、正本1部、副本1部を提出してください。この他、添付図書の(5)の図書を開発事業計画の同意基準協議結果通知書の受領時に2部提出してください）

| | |
|--------------------------|-------------|
| (1) 開発事業計画の概要書（第7号様式第2面） | (2) 位置図 |
| (3) 現況図 | (4) 土地利用計画図 |
| (5) その他基準に応じて必要となる図書 | |

開発事業計画の同意基準協議結果通知書

住 所
氏 名 様

横浜市長



次の開発事業計画については、横浜市開発事業の調整等に関する条例第18条第2項第 号の規定に適合していることを確認しましたので、協議結果を通知します。

1 開発事業計画の同意基準協議申請の受付年月日

年 月 日

2 開発事業計画番号

第 開計 号

3 開発事業区域に含まれる土地の地名地番

開発事業計画の同意通知書

住 所
氏 名 様

横浜市長



年 月 日に申請のありました開発事業計画については、横浜市開発事業の調整等に関する条例（以下「条例」という。）第 18 条第 2 項の規定に適合しており、かつ、条例第 9 条及び第 11 条から第 15 条までに定める手続（第 2 条第 2 号カに掲げる開発事業にあつては、第 13 条第 1 項及び第 2 項並びに第 15 条に定める手続）が終了していることを認めたため、条例第 17 条第 1 項の同意をします。条例第 19 条第 1 項の規定により通知します。

| | | |
|-----------|----------------------|----------------|
| 開発事業計画の概要 | 1 開発事業区域に含まれる土地の地名地番 | |
| | 2 開発事業区域の面積 | m ² |
| | 3 開発事業者の氏名 | |
| | 4 開発事業の目的 | |
| | 5 開発事業の種類 | |
| | 6 開発事業計画番号 | 第 開計 号 |

（備考）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 上記 1 及び 2 の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

開発事業計画の不同意通知書

住 所
氏 名 様

横浜市長



年 月 日に申請のありました開発事業計画については、次の理由により横浜市開発事業の調整等に関する条例（以下「条例」という。）第 17 条第 1 項の同意をしませんので、条例第 19 条第 1 項の規定により通知します。

不同意理由

(備考)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 上記 1 及び 2 の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

開発事業計画の変更の同意通知書

住所
氏名 様

横浜市長

印

年 月 日に変更の申請のありました開発事業計画については、横浜市開発事業の調整等に関する条例（以下「条例」という。）第 18 条第 2 項の規定に適合しており、かつ、条例第 11 条から第 14 条の 2 までに定める手続（第 2 条第 2 号カに掲げる開発事業にあつては、第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める手続）及び開発協議が終了していることを認めため、条例第 20 条第 1 項の同意をします。同条第 4 項の規定により通知します。

| | | |
|-----------|------------------------|----------------|
| 開発事業計画の概要 | 1 開発事業区域に含まれる土地の地名地番 | |
| | 2 開発事業区域の面積 | m ² |
| | 3 開発事業者の氏名 | |
| | 4 開発事業の目的 | |
| | 5 開発事業の種類 | |
| | 6 開発事業計画の変更前の同意年月日及び番号 | 年 月 日 第 号 |

(備考)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 上記 1 及び 2 の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

開発事業計画の変更の不同意通知書

住 所
氏 名 様

横浜市長

印

年 月 日に申請のありました開発事業計画については、次の理由により横浜市開発事業の調整等に関する条例（以下「条例」という。）第 20 条第 1 項の同意をしませんので、同条第 4 項の規定により通知します。

不同意理由

（備考）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 上記 1 及び 2 の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

開発事業計画廃止届

年 月 日

(届出先)
横浜市長

住 所
届出者 氏 名
電 話 ()
(担当者氏名及び連絡先)

横浜市開発事業の調整等に関する条例第 21 条の規定により、次のとおり届け出ます。

| | |
|------------------------|--|
| 開発事業計画番号 | 第 開 計 号 |
| 開発事業区域に含まれる 土地の地名地番 | |
| 開発事業区域の面積 | ㎡ |
| 開発事業の目的 | |
| 開発事業の種類 | <input type="checkbox"/> ①開発行為 (開発区域の面積が 500 ㎡以上のもの等) <input type="checkbox"/> ②大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ③市街化調整区域における建築物の建築 (敷地面積が 3,000 ㎡以上のもの) <input type="checkbox"/> ④宅地造成 <input type="checkbox"/> ⑤斜面地開発行為 <input type="checkbox"/> ⑥開発行為 (開発区域の面積が 500 ㎡未満で、道路の位置の指定を要するもの) |
| 標識設置年月日 | 年 月 日 |
| 標識設置届提出年月日 | 年 月 日 |
| 開発事業計画提出年月日 | 年 月 日 |
| 同意申請年月日 | 年 月 日 |
| 同意年月日及び番号 | 年 月 日 第 号 |
| 開発事業廃止年月日 | 年 月 日 |
| ※受付年月日 | 年 月 日 |
| 備考 | |

- (注意) 1 ※の欄は記入しないでください。
 2 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
 3 開発事業計画書を提出していない場合にあっては、開発事業計画書提出年月日は記入しないでください。
 4 開発事業計画の同意申請をしていない場合にあっては、同意申請年月日は記入しないでください。また、同意を得ていない場合にあっては、同意年月日及び番号は記入しないでください。

規則外様式第 14 号の 2 様式 (第 22 条第 1 項)

一般承継届出書

| | |
|--|--------|
| (届出先) 横浜市長 | 年 月 日 |
| 住所 届出者 氏名 電話 () (担当者氏名及び連絡先) | |
| 横浜市開発事業の調整等に関する条例第 22 条第 1 項の規定により、開発事業計画に関する同意に基づく地位を承継しましたので、次のとおり届け出ます。 | |
| 1 開発事業計画番号 | 第 開計 号 |
| 2 同意の年月日 | 年 月 日 |
| 3 開発事業区域に含まれる土地の地名地番 | |
| 4 被承継人の住所、氏名及び承継人との続柄 | 続柄 |
| 5 承継年月日 | 年 月 日 |
| 6 承継の原因 | |
| ※受付年月日 | 年 月 日 |
| 備考 | |

- (注意) 1 ※印の欄は、記入しないでください。
 2 届出者及び被承継人の住所及び氏名は、法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
 3 承継の原因が法人の合併の場合は合併後の法人の登記事項証明書を、法人の分割の場合は被承継人となる法人の登記事項証明書及び承継を証する書類を、相続の場合は被承継人の戸籍謄本及び承継の原因を証する書類を、それぞれ添付してください。

開発事業計画に関する同意に基づく地位の特定承継の承認通知書

住 所
氏 名 様

横浜市長



年 月 日に承認申請のありました開発事業計画に関する同意に基づく地位の特定承継については、横浜市開発事業の調整等に関する条例第 22 条第 2 項の規定により承認しましたので、次のとおり通知します。

| | |
|--------------------|-----------|
| 開発事業計画番号 | 第 開計 号 |
| 開発事業計画書提出年月日 | 年 月 日 |
| 同意の年月日及び番号 | 年 月 日 第 号 |
| 開発事業区域に含まれる土地の地名地番 | |
| 被承継人の住所及び氏名 | |
| 付記事項 | |

(備考)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 上記 1 及び 2 の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

開発事業計画に関する同意に基づく地位の特定承継の不承認通知書

住 所
氏 名 様

横浜市長



年 月 日に承認申請のありました開発事業計画に関する同意に基づく地位の特定承継については、横浜市開発事業の調整等に関する条例第 22 条第 2 項の規定により承認しませんので、次のとおり通知します。

| | |
|--------------------|-----------|
| 開発事業計画番号 | 第 開計 号 |
| 開発事業計画書提出年月日 | 年 月 日 |
| 同意の年月日及び番号 | 年 月 日 第 号 |
| 開発事業区域に含まれる土地の地名地番 | |
| 被承継人の住所及び氏名 | |
| 不承認の理由 | |

（備考）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 上記 1 及び 2 の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

開発事業に対する工事施行停止勧告書

住 所
氏 名 様

横浜市長



あなたが施行している横浜市 区 の開発事業は横浜市開発事業の調整等に関する条例（以下「条例」という。）第 24 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反していますので、条例第 38 条第 1 項の規定により、工事の施行の停止を勧告します。

(備考)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 上記 1 及び 2 の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

開発事業に対する工事施行停止勧告書

住 所
氏 名

様

横浜市長



あなたが施行している横浜市 区 の開発事業は横浜市開発事業の調整等に関する条例（以下「条例」という。）第 25 条第 1 項の規定に違反していますので、条例第 38 条第 2 項の規定により、条例第 17 条第 1 項に規定する同意を得るまでの間、工事の施行の停止を勧告します。

(備考)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 上記 1 及び 2 の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

開発事業に対する工事施行停止勧告書

住 所
氏 名 様

横浜市長



あなたが施行している横浜市 区 の開発事業は横浜市開発事業の調整等に関する条例（以下「条例」という。）第 25 条第 2 項の規定に違反していますので、条例第 38 条第 3 項の規定により、条例第 20 条第 1 項に規定する同意を得るまでの間、工事の施行の停止を勧告します。

(備考)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 上記 1 及び 2 の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

開発事業に関する公表について

住 所

氏 名 様

横浜市長



横浜市開発事業の調整等に関する条例第 38 条の 2 の規定に基づき、横浜市 区
において行っている開発事業は、横浜市開発事業の調整等に関する
条例（以下「条例」という。）に違反していますので、条例第 38 条の 2 第 1 項の規定により公表しま
す。

（備考）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 上記 1 及び 2 の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

開発事業に対する工事施行停止命令書

住 所

氏 名 様

横浜市長



あなたが施行している横浜市 区 の開発事業は、横浜市開発事業の調整等に関する条例（以下「条例」という。）に違反していますので、条例第 17 条第 1 項に規定する同意を得るまでの間、条例第 39 条第 1 項の規定により工事施行の停止を命令します。

処分の事由

市長の同意を受けず開発事業に着手したことは、条例第 25 条第 1 項の規定に違反する。

(備考)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 上記 1 及び 2 の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- 4 この処分に違反したときは、条例第 42 条第 1 項の規定により、6 箇月以下の懲役又は 500,000 円以下の罰金に処せられることがあります。

開発事業に対する工事施行停止命令書

住 所

氏 名 様

横浜市長



あなたが施行している横浜市 区 の開発事業は、横浜市開発事業の調整等に関する条例（以下「条例」という。）に違反していますので、条例第 20 条第 1 項に規定する同意を得るまでの間、条例第 39 条第 1 項の規定により工事施行の停止を命令します。

処分の事由

市長の同意を受けず開発事業に着手したことは、条例第 25 条第 1 項の規定に違反する。

(備考)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 上記 1 及び 2 の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- 4 この処分に違反したときは、条例第 42 条第 1 項の規定により、6 箇月以下の懲役又は 500,000 円以下の罰金に処せられることがあります。

横浜市 指令 第 号
年 月 日

開発事業に関する工事状況等の報告の徴収について

住 所

氏 名 様

横浜市長



横浜市開発事業の調整等に関する条例第 40 条第 1 項の規定に基づき、横浜市 区
において行っている開発事業に関して、次の事項を 年 月
日までに報告してください。

報 告 事 項

提 出 先

横浜市 区 町 番地
横浜市建築局

この処分による報告の要求に対し、これに応じず、又は虚偽の報告を行ったときは、横浜市開発事業の調整等に関する条例第 42 条第 2 項の規定により、200,000 円以下の罰金に処せられることがあります。

開発事業に関する工事状況等の報告書

年 月 日

(報告先)
横浜市長

住 所
報告者 氏 名
電 話 ()
(担当者氏名及び連絡先)

横浜市 区
して、次のとおり報告します。

において行っている開発事業に関

横浜市 指令 第 号
年 月 日

開発事業に関する工事状況等の資料請求について

住 所
氏 名

様

横浜市長



横浜市開発事業の調整等に関する条例第 40 条第 1 項の規定に基づき、横浜市 区
において行っている開発事業に関して、次の資料を 年 月 日ま
でに提出してください。

提 出 資 料

- 1
- 2
- 3

提 出 先

横浜市 区 町 番地
横浜市建築局

この処分による資料の提出の要求に対し、これに応じず、又は虚偽の資料の提出を行ったときは、横浜市開発事業の調整等に関する条例第 42 条第 2 項の規定により、200,000 円以下の罰金に処せられることがあります。

開発事業に関する工事状況等の資料の提出書

年 月 日

(提出先)
横浜市長

住 所
提出者 氏 名
電 話 ()
(担当者氏名及び連絡先)

横浜市 区
次のとおり資料を提出します。

において行っている開発事業に関して、

提 出 資 料

- 1
- 2
- 3

開発事業に関する工事の完了届

年 月 日

(届出先)
横浜市長

住 所
届出者 氏 名
電 話 ()
(担当者氏名及び連絡先)

開発事業に関する工事のうち横浜市開発事業の調整等に関する条例第 18 条第 2 項第 号に定める基準に係る部分についての工事が完了しましたので、次のとおり届け出ます。

| | | |
|---|--------------------------|-----------|
| 1 | 開発事業計画の同意基準協議結果通知年月日及び番号 | 年 月 日 第 号 |
| 2 | 開発事業区域に含まれる土地の地名地番 | |
| 3 | 工事完了年月日 | 年 月 日 |
| ※ | 受付年月日及び番号 | 年 月 日 第 号 |
| ※ | 確認年月日 | 年 月 日 |
| ※ | 確認結果 | 適合 ・ 不適合 |
| ※ | 計画適合確認通知年月日及び番号 | 年 月 日 第 号 |

- (注意)
- 1 ※の欄は記入しないでください。
 - 2 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

号
年 月 日

開発事業に関する工事の完了確認通知書

住 所
氏 名 様

横浜市長



年 月 日に完了の届け出のありました開発事業に関する工事については、工事が完了し、工事の内容が横浜市開発事業の調整等に関する条例第 18 条第 2 項第 号に定める基準に適合していることを確認しましたので通知します。

- 1 開発事業計画の同意基準協議結果通知年月日及び番号
年 月 日 第 号

- 2 開発事業に関する工事の完了届の受付年月日及び番号
年 月 日 第 号

- 3 開発事業区域に含まれる土地の地名地番

開発事業の調整等に関する条例第 6 条に関する協議に係る工事の完了届

年 月 日

(届出先)

横浜市長

住 所
届出者 氏 名
電 話 ()
(担当者氏名及び連絡先)

開発事業に関する工事のうち横浜市開発事業の調整等に関する条例第 6 条に関する協議（都市計画法第 33 条第 1 項第 号に定める規定のうち に関する基準）に係る部分についての工事が完了しましたので、次のとおり届け出ます。

| | | |
|---|---|-----------|
| 1 | 横浜市開発事業の調整等に関する条例第 6 条に関する協議結果通知年月日及び番号 | 年 月 日 第 号 |
| 2 | 開発事業区域に含まれる土地の地名地番 | |
| 3 | 工事完了年月日 | 年 月 日 |
| ※ | 受付年月日及び番号 | 年 月 日 第 号 |
| ※ | 確認年月日 | 年 月 日 |
| ※ | 確認結果 | 適合 ・ 不適合 |
| ※ | 計画適合確認通知年月日及び番号 | 年 月 日 第 号 |

- (注意)
- 1 ※の欄は記入しないでください。
 - 2 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

開発事業の調整等に関する条例第 6 条に関する協議に係る 工事の完了確認通知書

住 所
氏 名 様

横浜市長



年 月 日に完了の届け出のありました開発事業に関する工事のうち、横浜市開発事業の調整等に関する条例第 6 条に関する協議（都市計画法第 33 条第 1 項第 号に定める規定のうち に関する基準）に係る部分については、工事が完了し、開発事業計画に適合していることを確認しましたので通知します。

- 1 横浜市開発事業の調整等に関する条例第 6 条に関する協議結果通知年月日及び番号
年 月 日 第 号
- 2 開発事業に関する工事の完了届の受付年月日及び番号
年 月 日 第 号
- 3 開発事業区域に含まれる土地の地名地番

同意に基づく地位の承継に関する同意書

年 月 日に横浜市開発事業の調整等に関する条例第 17 条第 1 項の規定により同意を得ました、開発事業計画につきましては、特定承継承認申請書に記載されている承継理由により、承継人に承継することを同意しています。

1 被承継人の住所及び氏名

住 所

氏 名

印

2 承継人の住所及び氏名

住 所

氏 名

| | | | | | | |
|---------------|---|--------------------|----------------|----|---|-----|
| 同意を受けた開発事業の概要 | 1 | 開発事業計画番号 | 第 | 開計 | 号 | |
| | 2 | 開発事業区域に含まれる土地の地名地番 | | | | |
| | 3 | 開発事業区域の面積 | m ² | | | |
| | 4 | 開発事業者の氏名 | | | | |
| | 5 | 開発事業の目的 | | | | |
| | 6 | 開発事業の種類 | | | | |
| | 7 | 開発事業計画の同意年月日及び番号 | 年 | 月 | 日 | 第 号 |

開発事業計画の変更概要書

横浜市開発事業の調整等に関する条例第 20 条第 2 項の規定により提出した開発事業計画書（第
開計 号）について、同意の変更を受けようとする概要は次のとおりです。

| 変更の理由 | | |
|--------|---|---|
| 変更箇所一覧 | | |
| 変更項目 | 新 | 旧 |
| | | |

開発事業の廃止のお知らせ

開発事業計画廃止届 提出日 年 月 日

この標識は、横浜市開発事業の調整等に関する条例第21条に基づき設置したものです。

開発事業者:

連絡先: _____ 電話 () _____

開発事業計画の指導・助言書

住 所
氏 名 様

横浜市長

印

次の開発事業計画について、横浜市開発事業の調整等に関する条例第 36 条の規定により、指導・助言事項を通知します。

開発事業計画

| | |
|------------------------|----------------|
| 開発事業区域に含まれる 土地の地名地番 | |
| 開発事業区域の面積 | m ² |
| 開発事業の目的 | |
| 開発事業の種類 | |
| 開発事業計画番号 | 第 開計 号 |

指導・助言事項

開発事業計画台帳

()

年度

| 開発事業計画番号 | | | | | |
|---------------------------------|-----|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 開発事業の種類 | | | | | |
| 手続の種類 | | 標識設置届 | 開発事業計画書(新規) | | 開発事業計画書(変更) |
| 開発事業区域に含まれる地域の土地の地名地番 | | | | | |
| 開発事業区域の面積 | | m ² | m ² | m ² | m ² |
| 開発事業の目的 (予定される 建築物等の用途) | | | | | |
| 予定される建築物の 住戸数、棟数 | | 戸 棟 | 戸 棟 | 戸 棟 | 戸 棟 |
| 開発 事業 者 | 住所 | | | | |
| | 氏名 | | | | |
| | 代表者 | | | | |
| 標識の設置日 | | | | | |
| 標識設置届日 | | | | | |
| 住民説明 | 開始日 | | | | |
| | 最終日 | | | | |
| 開発事業計画書提出日 | | | | | |
| 開発事業 計画書 縦覧期間 | 開始日 | | | | |
| | 最終日 | | | | |
| 再意見書受理日 | | | — | | |
| 再見解書(写)提出日 | | | — | | |
| 開発協議申出日 | | | — | | |
| 協議事項通知日 | | | — | | |
| 協議結果通知日 | | | — | | |
| 同意申請日 | | | | | |
| 同意/不同意年月日 | | | | | |
| 開発事業計画変更届出書 | | | | | |
| その他届出等 | | 上記以外 | | | |